

# The Kansai University Bulletin

Osaka, November 15th, 1922.—No. 5.

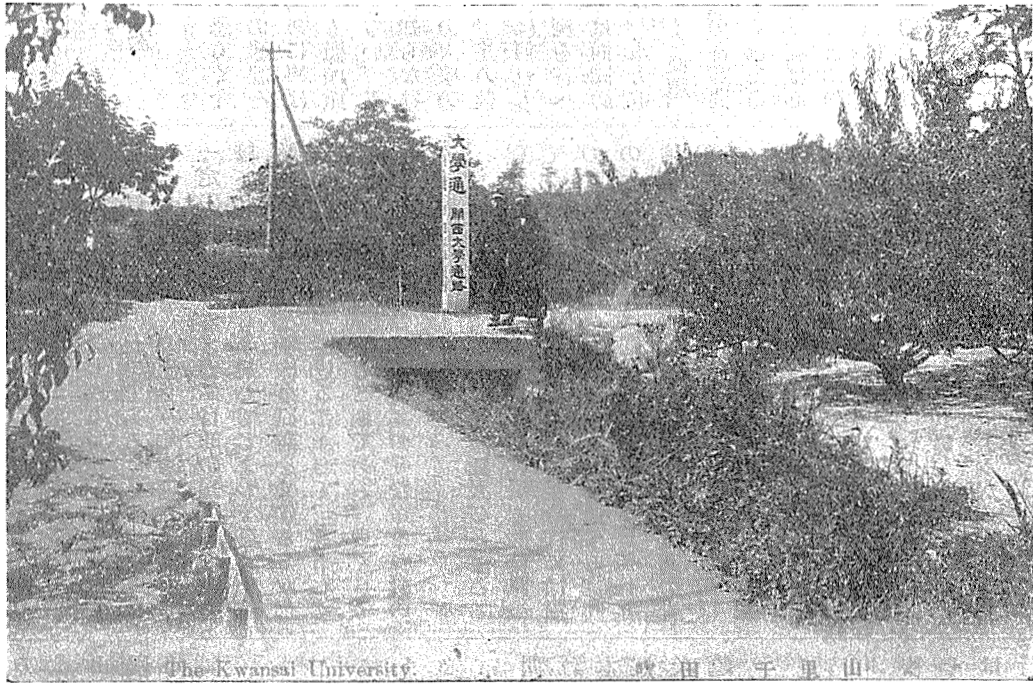
關西大學學報  
The Kansai University Bulletin

# 報學山里千

行發日五十月一十

號 五 第

年 一 十 正 大



(通學大) 色秋の山里千

阪 大

番九四〇一 } 堀佐土話電  
番〇七五五 }

局報學學大西關

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

第三回「學の實化」講演摘録

教育問題 雜觀

關西大學評議員 法學博士 下村 宏

1 學術研究の目的

本大學に於てなるべく長期に何か話をして呉れこの宮島事務理事からの御依頼を、何等準備する所ないにも拘らず私は喜んでお受したのであるが、其のお受した理由を述べただけでも四五時間かかるだらうと思ふ。それは兎も角、私は昨年外遊の途に上り今春歸朝して、今では慣れぬ畑の新聞事業に携つて、色色と畑水練をやつてゐるが、歸朝以來未だ荷物を解く暇もないやうな有様だから、諸君の前で深遠な學理をお話する力もなし、時もないが、又さう云ふ力の必要を感じてゐない云ふことを先づ言つて置きたい。

御承知の通り歐米では、單り大學に限らず如何なる學校に於ても絶えず實際の問題に關する講義が各種の實際家に依つて試みられてゐる。或は諸君に對しては釋迦に説法かも知れないが、北米合衆國へ行つても、今日の新聞記者が明日は大學の講座を受け持ち、昨日は大學の總長であり又教授であつた人が、今日は廟堂に立ち、明日は又學校で教鞭を握る云ふ様な事實を始終見受けるのである。元來學問は實際を本として其の原理原則を究めることである。即ち實際を本として學問があるのであつて、學問あるが故に實際問題があるのではない。で日本の學校の教程は

少くも吾自身自身の經驗に徴す、恐らく今日でも一週に何時間宛に割當て各種の學課を排列してゐる事と思ふが、學生の爲めに學ばしめなければならぬ學課は必ずしも徹頭徹尾その制度以外に出るはならぬ譯はない。又諸君が今與へられてゐる教科以外に知らなければならぬ事も多々ある。歐米各國の大學の教程を御覽になれば直ぐ判る事だが、其の教へる課目が非常に多く且つ其の教程は何れも實際問題に觸れてゐるのである。一例を言へば、ドイツの各大學專門學校に於ては同國のオーヴァーシレジア問題、賠償問題、水力電氣の問題、褐炭の化學的使用法に關する問題、

其の他戰後恢復の爲めに必要な各種の實際問題がそれぞれ實際家に依つて講義せられてゐるが、歐米の大學に於ける此の種の講義は必ずしも一學年間続けなければならぬ云ふのもなければ、又試験をして採點せねばならぬ云ふものでもない。教へる人も眞劍であれば學ぶ人も眞劍である。日本の様に或る資格を得る爲めに教へたり學んだりするのではないのである。一體私に言はせるに、今日の多くの日本の制度は眞面目を失つてゐる。諸君はさう云ふ考へで學校へ來てをられるのか知らないが、少くも私共の時代には學校へ入るのは、必ずしも自分の智識慾に驅られてで

はなく、兎に角與へられた教程を練習して詰らぬものを馬鹿馬鹿しいと思ひながら學ばなければならなかつた。でないに進級も出來なければ、卒業する事も出來なく、従つて資格が得られない。つまり或る資格を得る爲めに私共は勉強してゐたのである。日本に於ては殆ど不文律の如くに凡ての人は其所を卒へて一定の資格を得る云ふ目的の爲めにのみ學校へ入る。だから卒業してしまつて辯護士試験を受けるか、判檢事試験を受けるか、或は醫者の試験を受けるかして、及第してしまへば後は勉強するに損である、少くも勉強する必要はない云ふやうな考を多數の人は有つてゐる。

私は體育に就ても多年寧ろ狂人じみてゐる程熱心であるが、それは學校に居る間は黙つてゐても體操の學課があり、青年時代には黙つて居ても飛んだり跳ねたり運動はする、其の上野球もやれば庭球もやり、フットボールもやるであらうが、私の要求するのは其の青年の生活、學校の生活を終つてから後も尚ほ之を續ける云ふ事である。歐米に於ける知名の人達が随分老齡に達してからも或は政治家として、或は學者として、軍人として偉大な働きをなし得る所以は、彼等が運動を怠らぬ云ふ點にあるに信する。

2 劃一教育の弊

少し脱線し過ぎたやうであるが、要するに私の言はんことは、日本の專門學校なり、大學なりが一般實際問題を捉へて講義をする必要がある云ふことである。學問をするのは將來世の中に出て實際に働かんが爲めである。勿論諸君の中から大學者も出て宜しい。

又出て貰はなければならぬ。世界の思潮を支配するやうな大學者が出られん事を切望する。併しながら諸君全體が大學者になるやうに云ふ教育は間違つてゐる。學者が餘り澤山あつても困るし、又そんなに皆學者になる程良い頭の人があつてゐることは思はれない。此の劃一教育の弊は單り文の教育に於てのみならず武の教育に於ても同様である。

兎に角以上述べた所を約めて言ふに、假に例を經濟の方面に探るならば、上世紀や中世紀の經濟の歴史であるか、或は銀行の起りはイタリーであるか、ロンバート・ストリートがさうだかうだ云ふやうな事は、強ち不必要ではないが、さう大して必要な事でもない。それよりも今日の吾吾には、現在の貨幣問題、爲替問題、或はドイツの賠償問題、それが今日の日本とどんな關係があるか、又日本の今日の不景氣の程度及び歸趨は如何、それは歐米に比較するさうなるか、今日の歐米の經濟狀態はさうであるか云つた様な問題の方が遙かに必要なのである。

筆者註 博士は尙ほ同様の事實を外交問題の例に據つて説明せられた。

序に斷つて置くが、今から尙ほ私はさう云ふ事を諸君にお話するが分らないが、假令私の言ふ事が拙くても、又面白くなくても、その爲めに斯くの如き企てを將來止められては困る。將來色んな人達、例へば國際會議に行つて歸つて來た人を招聘するさか、或は銀行家でも、其の他の實業家でも、軍人でも學者でも、あらゆる方面のエキスパートを一時間でも二時間でも、又一回でも二回でも招いて學んで頂きたい。經濟問題に就て言へば、

# 千里山學報 第五號

## 目次

挿 繪——大學通の一部(表紙)——佐竹三吾氏  
 本學評議員諸氏——校友會東京支部總會——野村滋  
 藏君——岡山縣人會文化講演會——本學新學舎建築  
 用木材——千里山學舎設計略圖

### 講演

教育問題雜觀 評議員 下村 宏  
 法學博士 佐竹三吾

都市の交通政 法學博士 佐竹三吾  
 策に就て

學内報——帽章圖案審査會——第三回學の實化講  
 演會——第三回大學豫科教授會——本學顧問織田萬  
 博士歸朝——第四回學の實化講演會——水谷教授の  
 出發——講師招聘——森下留學生の轉學——在外本學  
 關係者現住所

校友會報——大正八年度卒業生有志懇談會——東京  
 支部總會——三九會懇親會——木偶會總會——鴻鳴會  
 清遊——福岡支部總會——大阪支部懇親會——校友助  
 靜——校友住所錄

受験感想——國家試験に就て 法三野村 滋藏  
 學友會報——相撲部選手の力戰

學生彙報——關西大學文學會會則——音樂部の新陣  
 容——音樂部奈良演奏——京都府同人會地方遊説——  
 岡山縣人會文化講演會

新刊紹介  
 Imperial Ordinance for Founding of Univer-  
 sities.  
 The Historical Sketch of Kansai Univer-  
 sity.

本學擴張基金寄附申込者芳名  
 本誌維持費受領報告  
 編輯餘録

農村問題、即ち小作問題の現状がどうなつて  
 るか、又之に對する公正な批判如何云ふ  
 位の事は、少くも大學云ふ看板を掲げて  
 る以上は知つてゐなければならぬ事であ  
 る。極東の一端に隔絶した日本云ふ現代離  
 れした國に住んで居る上に、實際離れのした  
 事を唯聞いてゐるだけでそれが外へ出て何の  
 役に立つであらう。勿論私の如きも學問をし  
 て居つたから、幾分常識も出來、又拙いな  
 がらも多少横文字も讀めやうし、教育の力  
 豪らさうに諸君の前に立つ事も出來るので  
 あるが、併しそれに對して、高等學校や大學で  
 學んだ事がざれだけ役立つてゐるかは疑問で  
 ある。少くも害にはなつてゐないであらう  
 が、さう大した益になつてゐると思はれな  
 い。もう少し役に立つ事を學んで置けばよ  
 かつたと思ふ事が多々ある。之が私が此所へ來  
 て諸君の前でお話する事を喜んでお受けした  
 理由の一つである。

次に、私は外遊中に事事物物先方の缺點を  
 探し出し、それを此方と比較して日本の方が  
 良いと思つて喜ぶ事よりも、先方の長所を見、  
 而して故國を顧みて日本は尚ほ斯くあらねば  
 ならぬ云ふ所感の方が餘りに多くある。その  
 の多い一端を所所で講演したり、又時時筆に  
 したりするが、實はそれだけでは到底満足す  
 る事が出來ない。又話して見た所で、既に或  
 る肩書の附いた、相當の年齢で固つてゐる人  
 達に對してはさうも効果が無い。勿論効果が  
 ないから云つて打放つて置くべきではない  
 が、それよりもつ必要なのは吾等の次に  
 來るべき若い人達即ち諸君に對して私共の所  
 感を披瀝する云ふ事である。それは、諸君

は極く第三者として其の利害を離れた立場に  
 立つて、比較的私共の言ふ事を眞面目に聴い  
 て呉れるに信するからである。又今私が言ふ  
 所の片言隻語が、或は他日諸君が世の中へ出  
 てから何かの場合に多少の参考——参考言ふ  
 る言ひ過ぎるかも知れないが、或は諸君の其  
 の時の分別の萬分の一になりはしまいかとも  
 思はれるのである。同時に私が言はんとする  
 多くの問題は教育問題に觸れて來る、否寧ろ  
 諸君自身がさうすれば宜いか、當局はさうす  
 れば宜いか云ふ問題に觸れて來る。そこで  
 最初に教育云ふ問題に就て私は種種卑見を  
 述べて見たいと思ふのである。所が茲に一つ  
 諸君に對する私の註文がある。それは私の述  
 べる所を諸君がただ聞き放しにしないで、私  
 の言つた事に對する諸君の意見を聞かして頂  
 きたい云ふことである。私の今の立場から  
 言つても間違つた事を喋ればそれだけ誤解  
 を擴める事になる。一旦言つたからもう修正  
 の餘地がないとか、改説する事が出來ないな  
 る云ふやうな頑な考へは持つてゐない積り  
 である。

### 3 實際問題と學生的態度

一體人間の思想は時代に依つて違ふもので  
 あつて、お互の年齢が相違するだけ、それだ  
 け諸君の思想と私のそれとの間にギャップの  
 ある事を認めない譯には行かないのである。

近頃になつて學生諸君も目覺めた云ふが  
 各自が如何なる主義を以て立たねばならぬか  
 云ふやうな問題もそれぞれお考へになつて  
 るであらう。然し、中には自分の勉強より  
 も昇格運動や普選運動の方が必要だ云ふ方  
 もあるかも知れないが、其れには私に異論が

ある。昇格問題にしても、所謂普選問題にし  
 ても、利害のある人がそれに熱中する云ふ  
 事は自然の事で怪しむに足りないが、一體普  
 選云ふ事は學校のライフを終つて世の中に  
 立つてから後の資格の問題である私は解し  
 てる。始終落第ばかりして何時までも學生  
 である云ふやうな篤志家があつて、學生に  
 も選舉權を貰はねばならぬ云ふならば別問  
 題であるが、普選問題は、學生生活を終つて  
 社會へ出て、各方面に活動してゐる所謂生産  
 時代の人間の階級に、何處まで選舉權を與へ  
 るか云ふ事を問題としてゐるのだ私は考  
 へるのである。

又一方では、先程の宮島氏のお話で聯想し  
 たのであるが、私は三十一年に學生生活を終  
 つて、其の當時、社會政策社會主義を間違は  
 作つた所が、社會政策社會主義を間違は  
 れて迷惑した事がある。其の時代に私共は頗  
 る貧弱な頭でマルクスがさう言つたなご盛  
 んに論じたものであるが、その後二十數年経  
 つた今日マルクスが斯うも繁昌しやうと思  
 はなかつた。それは兎も角、今日ではマルク  
 スを口にしなければならぬものやうに考  
 へられる時代になつて來た。で『改造』とか  
 『解放』とか色々の雑誌に種種の新しい學説が  
 出てゐるのを読んで見るがさうも解らない。  
 「して見る云々の讀んでゐる若い人達の頭が  
 非常に良いのであらう。何れにしても斯う云  
 ふ事も一通り解つて置かなければならぬ」、  
 さう考へて時時書いた人に聴いて見る事があ  
 る。所が驚いた事には、書いた人自身が「實は  
 俺にも一寸判らんのだ」か「雜誌屋から餘り  
 厳しく催促するので人に譯して貰つたのだ」

なごみ云ふのがある。で私は、今日の學生には、書いた人自身が良く判らぬものまでも消化するだけの力を持つてゐるのかと思つて感心せず居られなかつた。其の他性の問題であるが、何だか彼だかか喧しく言はれてゐるが、兎に角斯う云ふ世間の状態を見るに、世間そのものが、吾々の學生時代と違つて餘程目覺めて來てゐる、誠に結構な事であるが、學生諸君としては實際問題に關する各種の講演などは盛んに聴くと同時に、現實問題に對しては飽くまで學生としての立場を失はずに研究して頂きたいと思ふのである。

4 國字國語の問題

次に私が述べたいのは、日本人は外國人に較べて日本の文字の爲めに非常に禍せられてゐる云ふ事である。此の文字の爲めに準備時代即ち學生時代が殆ど費されてゐる云つても可い程である。又社會に出てからにしてもその爲めに吾々がどれだけ障害を受けてゐるか分らない。若し日本が他の民族に負ける云ふ事があるならば、其の理由は實に此の文字にあるのだと私は考へる。例へば假名遣がさうである。「行」言つても、カウカ、カフカ、コフカ、コウカ、クワウカ一寸判らない。又此の「行」云ふ同じ字が、行狀の「行」であつたり、品行の「行」であつたり、燈の「行」であつたり、正行の「行」であつたりする。又相手方を呼ぶ場合でも、「君」だとか、「貴方」だとか、「貴様」だとか、「閣下」だとか糸瓜だとか云ふが、外國語だとか、例へば英語ではYou、獨語ではSie、法語ではTu、一つで済む。國語國字の問題は一朝一夕では解決出來ない事かも知れないが、兎に角非常なハンディキ

ャップである。

又、之が爲めに時間の浪費が實に莫大である。現に私共は字音の假名遣であるが、國語の假名遣なごの爲めに、高等學校で數年間を費してゐる。それに、やれ「徒然草」だとか、やれ「方丈記」だとか、或は「土佐日記」がさうしたの云つては古文書を随分調べさせられた。所が今では何の役にも立つてはゐない。その時覺けた假名遣なごは少しも頭に残つてはゐない。恐らく諸君の頭にだつて残るものではないと思ふ。勿論外國でも、ラテン語だとかギリシア語なご研究されてゐるが、日本のやうに日常使ふ言葉に苦しめられるのではない。他に頭を使はなければならぬ種種の必要に迫られてゐる學生時代に、餘計な苦しみをしなければならぬ許りでなく、此の苦しみに一生付き纏はれなければならないのである。

5 外國語の學習

又一方吾々は外國語を學ばなければならぬ事情にある。無論、英國人、佛國人、ドイツ人、イタリー人なごもお互に他國語を學ばなければならぬが、是等の各國は互に其の國語の系統が似てゐるから、奥州と薩摩との相違は大きな位である。兎に角日本人は自國の文化を世界に廣める爲めにも、世界の文化を自國に取り入れる爲めにも、是非外國語をやらなければならぬ。所が又日本人程外國語に對するアピリテイの乏しい人種は一寸ない。それには種種の理由もあらうが、一體日本人はひねくられてゐる。自分の思ふ所を率直に口に出す事を寧ろ忌はしいとするやうに、今までの日本の社會道徳が出來てゐるのも其の一理由であるまいかと思ふ。拙く喋べ

るご笑はれるからなご考へて黙つてゐる日には決して語學は上達するものでない。一體日本の語學の教へ方も餘程間違つてゐる様に私は思ふ。私共は、學校に居る間十年以上も絶えず英語を學んだが、さう云ふ程度に英語を學んだか云ふに、吾々が外國へ旅して、宿に泊るにも自動車に乗るにも薩張り役に立たぬ程度に學んだのである。云ふのは、私共は學校で、シエクスピーアだとか、バイオンだとか、カーライルだとか、あらゆるものを學んだけれども、實際の役に立つ英語は少しも學ばなかつたのである。シエクスピーアや、スコットの本を讀むに兎に角英國中世紀の文學の香ぐらるは嗅けるであらう。併し今吾々に必要なのは古い英文學ではなくて、生きたカレント・イングリッシュである。而して又國際聯盟云ふ事である。賠償問題云ふ事である。飛行機云ふ事である。爆彈云ふ事である。所が斯う云ふ事はシエクスピーアの本には書かれてないのである。何れにせよ、私は諸君に語學だけは是非十分にやつて置く事をお奨めする。唯學校を出て資格さへ得ればそれで宜い云ふなら別問題である。又學校を出て銀行や會社に入るに、役人になるに、外國の新智識なご餘り得なくとも宜い云ふなら是亦別問題である。併し世の進歩に遅れない爲めには、又自分自身の智識慾を満足せしめる爲めには、語學云ふものが最も必要である。

再び話が本へ戻つて、詰り日本人の學生時代即ち準備時代云ふものは、自國語の爲めに非常に時を費し、更に又外國語を學ぶ云ふハンディキヤップを有つてゐる。其の教へ

方も今日では、私共の時代よりも遙かに良くなつて居る事と思ふが、たごひごひに教へ方が良くて、又折角それを覺てても之を利用する機會が少い事が吾々には打撃の一つとなる。私共は學校で會話の時間に西洋人から教へを受けたが、一週に二時間位で、一人當り三分や五分やつた所で駄目である。本當に會話をうまくやる爲めには、宣教師でも何でも宜い、西洋人に交際を求めて、土曜日でも日曜日でも行つて一緒に散歩するとか、飯を食ふとかして、實用的に自然に話をするやうにすれば、聴く事にも、語る事にも慣れて來る。それが出來ないなら初めから會話の學課なごは止める方がよい。必ずしも皆返事をしなければならぬことはない。

私は必ずしも學生の全部が英語を旨くやるやうになれごは言はぬが、多少ごも將來海外の新智識を得て、時勢に後れぬ頭を持ちたいと思ふなら語學に力を入れられん事を希望する。又將來銀行、會社に入るにしても、語學は必要であり又利器である。所が前にも言つた様に吾々日本人はその外國語の練習に非常に多くの時間を要する。少くごも歐米人に比較して二三年はその爲めに確かに損をしなければならぬ。されば云つてそれだけ長生する譯では勿論ない。自分は準備時代が長かつたから壽命を少し延ばせて欲しいと言つた所で誰も何ごもして呉れない。矢張り平均壽命は日本人も外國人も同様であるが、寧ろ晩年に至つて尙ほ且つ大いに活動し得る人物は公平に見て歐米人の方が多しと言はなければならぬ。たごひ日本人は皆保健に重きを置いて本當に最後まで活動し得るご假定しても

既に其の大切なスタートに於て何年か損をしてゐる。だから、日本人の準備時代は大いにハンディキャップを有つてゐるのに、學校に於ての語學教授が現代離れた頗る悠悠自適たるものであつては一層困る譯である。

#### 6 現代本位の研究方法

又、今日では漢字廢止論なきが可なり勢を得て來たが、私共が學校に居た頃は非常に漢學の時間が多かつた。而も其の學ぶ所は春秋戰國時代の事ばかりで、支那歴史にしても精唐宋までで元、明、清まで入つた事は殆どなかつた。又日本歴史も同様大抵高山彦九郎や林子平のあたりで終つてしまつて、明治維新以後は全然教はらなかつた。今日の中學校の教科書にはバリー條約が出てゐるが、それは餘程進んだもので誠に結構な事である。言ふまでもなく吾吾が最も知りたいのは、又知る必要のあるのは、吾吾自身も最も關係の深い事柄である。而も吾吾は伊達に學問をするのでもなく、冗談に勉強してゐるのでもないから、出来るだけ現代と接觸した方がよく、又さうする事が大切である。だから學校に於て奈良朝や平安朝や源平時代の歴史に力を入れて肝心の明治、大正の歴史を驅足で片付けるやうでは全然逆になつてゐる言はなければならぬ。勿論建國の歴史を知る事も必要である。併し吾吾自身も直接交渉のある現代に近い部分を詳しくしなければならぬ。されば言つて、今日何處の學校でも現に開かれてゐるジェネヴァ會議まで教へよ云ふのは無理である。少くもワシントン會議までは學んで、それ以後現在までの出來事に就ては他の方法に依つて知らなければならぬ。

その他動物學にしても植物學にしても同様である。極めて稀にしか居ない山椒魚だとか、現實問題は大して交渉のないアミーバやミジンコの事を詳しく教へられるよりも、吾吾が日常接觸する松や杉や、牛や馬の事を十分に知る方が吾吾には必要である。礦物を學ぶにしても石炭の性質はさうだとか、金は何種に屬する云ふ様な事はさう必要ではなく、眞に必要なのは、石炭や金・銀・銅なきの年産額や世界に於ける其の主要産地と需給分布の關係なきである。勿論私共の學生時代とは違つて今日諸君が學んでゐる所はもつと實際的なつてゐる事は思ふが、併し歐米の學生生活に比較するに隨分現在離れたものである元來日本は狭い島國である上に山が多く、其處に三百諸侯と云ふものがあつて、人民を士・農・工・商に別ち、其の相互の連絡を缺いてゐた。而して斯くの如き因襲の結果として、今日に於ても學生・軍人・技術家・資本家なき銘銘自分の世界にのみ閉ぢ籠つてゐて、其の他の世界はてんで知らうともしない。所が歐米の學生生活、殊にアメリカの學生生活は日本の其れに比較して非常な距離がある事を私は最も痛切に感じたのである。

以上お話しした事は今後私が續けてお話ししようとする事の總論でも云ふべき部分であるが、其の中に幾分でも諸君に玩味して頂ける所があれば幸である。もう自分はさういふ時代を過ぎたと言ふ方があるかも知れないが、諸君には弟もあるであらうし、又將來諸君自身が親になる時もあるのだから、其の時の爲めにも私は或るヒントを與へる事が出来ると思ふ。(以下連載)

### 第四回「學の實化」講演摘録

## 都市の交通政策に就て

關西大學理事 佐竹三吾

#### 一 人口の増加と都市計畫

大都市の人口が逐年非常な勢を以て増加しつつある事は何れの國に於ても同様である。之を我日本に就て見ても、我國では年々百分の一強の割合で人口が増加(大正九年十月一日現在、國勢調査によれば總人口五千五百九十一萬餘、其の一パーセントの増加率として一年約五十六萬人一ヶ月四萬七千人、一日一千五百七十人、一時間約六十五人の増加)し、東京、大阪の大都市では、前記増加率の約三倍即ち年々百分の三位の割合で増加(大正九年十月一日現在、東京二百十七萬三千餘人、大阪百二十五萬三千人)してゐる。人口が大都市に集中する理由如何、又その結果として都會と田舎との間に生ずる影響如何云ふ様な事は非常に興味のある問題であり、且つ非常に重大な問題ではあるが、私が今茲に述べようとする所ではない。兎に



佐竹三吾氏

就てお話ししてみたいと思ふ。

都市の人口が増加するに連れて種種の變つた現象が起つて來る。例へば從來は都市に於ても住宅と仕事を場所同一であつたのが、次第に別別になり、その結果同じ都市内に住宅區域、工業區域、商業區域、娛樂區域と云つた様に所謂地域的分業が生ずる

様になる。それに其の結果として都市殊に其の中心地に於ける人口の半数が時間に依つて變つて来る。即ち都市の中心地には夜は人が居ない。人人は朝住宅地から出て来て晝間を働いて夕方になるに又歸つて行く。之は單り中心地云つた様な場所に限らず工業地域でも同様である。この現象は我國では未だ東京や大阪に於てすらさう著しくはないが、ロンドンのビジネス・センターの如きは其の著しい例である。

何故さうなるか云ふに、何れの都市でも中央に位する場所は地價が非常に高いから、中産階級以下の者は經濟上到底住み得ない。又中産階級以上の者でも、衛生上、風紀上、都市を避けて郊外へ移るこゝになる。各種の工場に於ても同然で、一體工場は如何なる種類のものでも随分廣大な地域を必要とするから、地價の高い場所に之を置くこゝは不得策であり、殊に煙突であるとか、瓦斯であるとか、種種警察の取締に關する事情もあり、經費其の他各種の理由もあつて、勢ひ郊外に出なければならぬか、或る特定の地域に限られる事になる。

### 二 地域的分業と交通機關

前述の次第で、兎に角色色の地域的分業が人口の増加に従つて同一の都市中に生じて來るのであつて、此の區域を如何に決定するか云ふ事が都市計畫の重要部分を占めるものであるが、是は又同時に交通政策の問題でもある。即ち從來は人人が一定の場所に住んで居て、其の同じ場所で働いて居たのであるが今では住んで居る場所から仕事をする場所へ通はなければならなくなつて來た。そこで或る

時間には所謂交通の流れが、或る一定の地域から他の一定の地域に向ひ、他の或る時間には其の反對の流れになつて動いて行く。而も其の流れが、都市の擴大と共に次第に大きくなつて行くのである。交通政策は即ち此の流れの趨勢を考へて、それに相等する交通機關其の他の設備や方策を講ずるこゝに外ならない。

先づ交通機關に就て考へて見るに、其の發達の順序は第一徒歩、第二乗合馬車又は馬車鐵道、第三電車、第四乗合自動車、第五高速度交通機關(地下鐵道又は高架鐵道)云ふ經路を取つて居る。今其の速度の割合を比較して見るに、第一の徒歩を一とすれば、第二は二、第三は四、第四は五、第五は一〇の割合である。而して此の割合は直に之を都市の地域に當嵌める事が出来るのである。即ち人口増加の結果都市の地域が擴張して、其の交通距離が十倍になつても、其の交通機關の速度が十倍になれば、それに要する時間は元通り何等變りもない事になる。要するに交通機關の速度が増加して時間を短縮する事に依り地域の擴張に對應し得るのである。換言すれば人口の増加は地域の擴張を促し、地域の擴張は交通機關の發達を必要とするのである。此の事實は大阪では餘り適確に認める事は出來ないが、東京では或る程度まで第一から第五までの交通機關發達の經路を取つて居る。勿論大阪に於ても、大勢の赴く所として聽て斯の如き經路を必然的に取るに至るであらうと信する。無論大都市の交通政策を述べる爲めには、勢ひ道路政策、河川政策其の他言及しなければならぬ事が多々あるが、是等は他日の

機會に譲り、交通機關の問題中、特に吾々が日常苦しんで居る電車の問題に就て實情をお話してみたい。

### 三 電車設備の諸要素

線路の選定 電車の施設に付て先づ第一に起つて來る問題は線路の選定である。如何なる區域に如何なる線路を敷設すべきかは勿論種種の事情に依つて決せられる。或る有力な市會議員が、或る地域に自分の事務所を有つてゐるから、特に其の附近を電車が通る様にすることを、或る富豪が、自分の邸宅の近邊を通られるから電車線路の敷設に反對する云ふ様な運動をなし、それに依つて線路選定の方針が變更される云ふ風に、所謂情實に依る事も皆無とは言はれないが、併し茲に私が述べようとするのは、無論純理論的方面に就てである。

單り電車と言はず鐵道に付ても同様、國によつて種種異つた方策が採られて居る。假に例を英國に取るに、英國は御承知の通り自由主義の國であるから、同國政府は何事に付ても不干渉の立場に在る。其の結果として各大都市を連ねる線が非常に多い。之は利用者の側から云へば極めて都合である。何故なれば、線路が多ければ多い程利用者にそれだけ選擇の餘地があるから、經營者側に於て自然競争が激しくなり、良い線路を低廉な賃金で利用せしめる事になるからである。併し之は一國の政策としては考へものである。成る程利用者の側からは誠に都合であるが、其の反面には競争の結果多大の資本が固定するのみならず、國家的見地から見るとは、骨肉相喰むの事實を生ずる事になり、好ましからぬ

結果となる。英國は此の弊害を大戰に依つて現實に覺るに至り、漸く統一的に管理する事になり、その利益は實に少からぬものがあつたのである。

電車又は鐵道を統一的に管理すれば、自由競争に依つて來た從來の經營方針から生ずる色色の缺點が明かになるので、土地の状況、距離の關係により、重複する線路を整理し、既設線の存廢を決定する事が出来るので、國家全體として多くの無駄を省く事が出来るのである。

更に統一的管理方法の利益は、從業員の上にも現れて來る。即ち勤務、勞働は同様でありながら、其の所屬の會社の損益如何に依つて待遇に甲乙を生ずる結果、種種の勞働問題を惹起する事が少くないが、之を一元の經營にすれば、給料、勞賃、賞與などが比較的公平になり、從業員全部がそれぞれの勤務に於て緊張して働くやうになる。この利益は、單に數字上のみならず精神的にも極めて有效な結果を見るのである。要するに線路の選定は土地・人口・交通等全體の關係に鑑み、將來の發展狀態如何を豫想して計畫しなければならぬのである。

第二に起る問題は、運轉の三要素である所の乗務員、車臺及び動力である。

乗務員 電車の運轉上乘務員即ち運轉手及び車掌が缺くべからざる要素である事は今更言ふまでもない。如何に線路が完備してをり、車臺も動力も十分にあるとした所で、此の車臺を動かす人間が充實して居なければ、運轉は圓滿に出來ない。所で此の乗務員は一般財界の好況時代には不足勝なる。今日で

は大阪市電の乗務員は豫算に據る定員以上になつてはゐるが、一時は其の充實に非常の苦心を費したのである。

車臺 次は車臺の問題である。元來素人考では、無闇に車臺さへ増せば電車に關する種の不便が緩和されるやうに思はれるが、之は全然誤つてゐる。或る一定距離の線路上で運轉し得る車臺の數には限りがあるので、大阪市の例を取れば、現在市電は一時間に七十五臺の電車が動くやうにしてゐる、即ち約五十秒毎に一臺宛動いてゐる割合であるから、停留場で五十秒間乗客の乗降に費すゝなる直ぐ後車が追つて来る。若しそれが一分以上

の停車となる（事實今日では一停車に三十秒乃至一二分まで掛つてゐる）、後車は之に續いて停車し、更に次の後車が追ひつゝいふ始末で、停留場と時間との如何によつては三臺も五臺も電車が停滞するのである。それで若し今日、現在以上の電車を増發するゝなるゝ、結局電車の行列を作るだけで、疾走の餘地の無いやうな現象を生ずるのである。従つて車臺の増加は、線路の延長に伴はねばならない。先づ相當に線路を敷設して然る後又相當に車臺を増さなければ、電車交通の混雜は本當に緩和されないのである。

又此の車臺運轉數は、月により、日により又時間によつて増減があるから適當に調節しなければならぬ。例へば月では、東京では八月は乗客が非常に少い。之は東京に於て最も多く電車を利用する者は學生と役人であるが、是等の人は八月は多く休暇で、歸省するか、避暑するか又は外出を不精にする爲めである。之に反して大阪は學生や役人が東

京に比較して著しく少いのみならず、八月には夏祭があつて、土地の人も出盛るし地方人も澤山這入つて来て却て乗客が多くなるゝ云ふ有様である。日に就て言へば、一日・十五日・日曜・祝祭日等普通の働き日に依つて乗客の數に大差がある。更に一日中の時間に就て見るに、前にも言つたやうに、朝ミ夕方ミは非常に乗客が多く日中や夜は比較的少い。朝の間最も多いのは各階級の人人の出勤時間である七時から九時まで、夕方は其の帰宅時間である四時乃至七時である。即ち車臺は是等の月・日・時に依つて調節しなければならぬ事になるのである。

動力 さて車臺を増せば勢ひ動力即ち發電所や變電所設備の不足を訴へるやうになつて来る。今の大阪の九條の發電所は明治四十一年に、四十三年後（大正三十二年）の状態を豫想して計畫したものであつた。即ち四十三年後まで大丈夫と云ふ見込をつけて計畫したものであるが、事實は豫想を裏切つて、世界大戰の影響なきもあり、大阪市が急激に發展したので、大正三十二年に於ける状態であつたらう動力設備が、事實は大正八年に於て既に一杯となる状態となつてゐるのである。従つて動力に關する施設は、一方人口増加の傾向に注意し、他方都市の發達の状況を精細に豫算なく豫想した上で計畫を立てなければならぬのである。

以上の三要件に前に述べた線路と、其の都市の發達状況に應じて適當に設備される事に依つて、都市内の交通問題が大體に於て解決される譯であるが、更に其の後の發展を豫測すれば、別途に高速交通機關の計畫が必

要となつて来る。即ち都市の擴張につれて、普通の電車では如何に前述の諸條件が完備してゐる所で間に合はなくなるし、乗合自動車併用しても、運轉度數、其の距離、其の時間等の關係から遠い郊外からの便宜はない。何故なれば、都市の區域は、人が交通機關を利用して其の各の一端から其の中心に達するに約一時間以内で済むだけの距離に限定されなければならない。従つて都市の區域が擴張するゝなるゝ、勢ひ交通機關の速力を高めて其の距離を時間的に短縮するより外はない。それは電車の能くする所でないから、高速交通機關の力に依るの外はない。言つても

其れらの機關が遠慮會釋もなく市中を疾走する事は勿論不可能の事であるから、高架式か地下式として、都市内の交通機關の妨げをせず、自由に遠い郊外から都市の各地邊に人を運び得るやうにせねばならぬ。東京では、東京驛を中心として萬世橋と品川を通じ、郊外を一周する山の手線が、大部分高架式の高速度交通機關であるが、大阪市を中心として、高架・地下の利害は容易に判定されない。地下式にしても町幅の狭い大阪市では、路下式にすべきか淺部地下式にすべきか等十分に研究せねばならない問題が多い。これらは他日を期して私の研究の一端を述べる事にする。

四 大阪市電現況の一端

最後に大阪市電の狀態に付てお話し申した事がある。現在一電車が一日に走る距離は約百二十哩といふ事になつてゐる。車臺は定員四十二人の單車が四百六十四臺、同六十人の普通車ギアが百五十臺、同八十人の低床ギアが二百臺、合計八百十四臺が活動してゐる

るのであるが、朝夕の混雜時間は常に定員以上を運搬してゐるが、日中は車内極めて閑散なものが多い。併し朝夕に多數の電車を増發し、日中は激減して車庫に入れておく事も出来ないで、出来るだけ調節に苦心はしてゐるが、思ふ通りに行かないので市民に迷惑をかけてゐる事が多い。

併し市電としては最善の策を講じてゐるの

で、例へば乗務員にしても、前に述べたやうに現在には少し餘分になつてゐる。一體乗務員一人にかかる經費は給料・被服代其の他を合して一年一人壹千圓の豫算であつて、定員二千八百五十人に對して、年額貳百八拾五萬圓を限度としてゐるのである。それが現在では三千百人居り、従つて經費も參百拾萬圓支出するゝなるゝ有様で、一方九條發電所の設備をも擴張せねばならぬといふ譯で、經費は中かかかる。もし線路も作れ、車臺も増せ、動力も十分にせよといふ事になるゝ、電車賃値上をせねばならぬ事情になるので、當局者は現狀に於ての最善を盡してゐるのであるから、此の點に付ては十分諸君の御了解を願つておきたいと思ふ。（完）

附記

佐竹理事の講演が終つた後、宮島事務理事は起つて同理事に對し、懇篤な挨拶を述べられたが、大阪市電鐵部長としての佐竹氏に對し、更に市民として日々受けつつある電車混雜の不愉快な點を挙げ、同時に當局者の苦心に對して感謝する所があつて、更に乗客心理の改善に付て平素の抱懐をも附け加へられた。主客聽衆共に和氣瀟瀟裡に、大阪市電の現狀に付て意見を交換する事を得るのは愉快であつた。宮島事務理事の奇抜な電車観は、その内御紹介する機會があらうと思ふ。

本學評議員諸氏



氏郎三勇潮一



氏郎次啓 堀



氏益壽村河



氏治虎上井



氏也信田内

學 內 報

帽章圖案審査會

過般懸賞募集をした本學學生帽章圖案審査會は、去月十二日午前十一時から福島舊學舎に於て開催せられ、左記委員出席の上慎重審議する所があつた。

出席委員

- 宮島専務理事 小泉幹事
- 野村幹事 木下幹事
- 畑關西甲種商業學校囑託教諭

第三回「學の實化」講演會

第三回「學の實化」講演會として去月十三日午前十時から千里山新學舎に於て本學評議員法學博士下村宏氏の約二時間に亘る特別講座があつた。講演の内容は大體別項摘録の通りであるが、尙ほ同氏は明年三月に至るまで毎金曜日午前十時から正午まで時事問題に關する連續講演をせられる筈である。

第三回大學豫科教授會

去月十三日午後四時から第三回大學豫科教授會を千里山新學舎に於て開催したが、左記諸氏出席の下に次の二項目につき夫夫討議決定した。

- 1、學科進度表調製に關する主査委員報告の件
- 2、大學豫科及び各學部學生委員候補者選定に關する件

出席者

- 宮島専務理事 村上教授
- 中村教授 中島教授
- 小泉教授 服部教授

- 樋口講師 金生講師
- 堀學生監 木下幹事

第四回「學の實化」講演會

第四回「學の實化」講演會は、去月二十日午前十時から約二時間に亘り、本學理事法學博士佐竹三吾氏を煩し千里山新學舎に於て開催せられたが、演題は「都市の交通政策に就て」、講演概要は大體別項の通りである。

本學顧問織田萬博士歸朝

去る一月以來常設國際司法裁判所正判事として、オランダのヘーグに滞在中であつた本學顧問、法學博士織田萬氏は、本學代表者木下幹事等の出迎を受けて、去月十九日神戸入港の三島丸で歸朝せられた。

尙ほ本學では、同氏今回の歸朝を機會とし、第五回「學の實化」講演會及び同氏歡迎會を左の如く開催した。

講演會 即ち本月二日午後二時から千里山新學舎に於て、「常設國際司法裁判所に就て」 Cour Permanente de Justice Internationale, Permanent Court of International Justice. 一なる題下に約三時間に亘る同氏の講演があつたが、本學學生及び教授講師は勿論、山岡總理事、柿崎、宮島兩専務理事其の他本學關係者の外に、法曹界の有志等一般來聽者も多數あつて、非常に盛會であつた。講演の内容は次號に詳報する。

歡迎會 尙ほ同日午後六時から、市内今橋ホテルに於て同氏の歡迎會を兼ね、本學評議





水谷 鐵也 氏



古 莊 一 雄 氏



木 村 清 氏



山 本 一 彦 氏



手 塚 大 郎 氏

員・協議員招待會を開催したが、席上山岡總理事の挨拶があり、之に對して、織田顧問は深く謝意を表するに共に、本學が、少くも大阪の文化を代表するに足るだけの大學ならんことを、舊い縁故者の一人として切望して已まない旨を述べられた。

因に當會出席の諸氏は左の如くである。

- 主賓顧問織田萬博士 (以下イロハ順)
- 板野友造氏
  - 林 龍太郎氏
  - 堀 啓次郎氏
  - 柿崎事務理事
  - 吉崎龜之助氏
  - 垂水理事
  - 黒田莊次郎氏
  - 山口 監事
  - 松村敏夫氏
  - 佐竹理事
  - 喜多村桂一氏
  - 木下幹事
  - 執行軌正氏
  - 澁川忠二氏
  - 平田讓衛氏
  - 板垣不二男氏
  - 西村長太郎氏
  - 渡邊菊之助氏
  - 川崎齊一郎氏
  - 田所美治氏
  - 内藤正剛氏
  - 山岡總理事
  - 増山忠次氏
  - 鴻池男代理
  - 木村後援會長
  - 木村宇一氏
  - 宮島事務理事
  - 白川理事
  - 廣瀬徳藏氏

水谷教授の出發

既報歐米各國大學制度視察の爲めに去る十月十四日渡米の途に就く筈であつた本學教授水谷揆一氏は、都合に依り同月三十日横濱解纜のコレリア丸便乗の事に變更、二十七日午後七時五十三分梅田發の列車で出發せられた。當夜は山岡總理事初め本學關係者、二水會會員、其の他多數有志の見送があつた上に、見送の本學學生團が、一齊に學歌を高唱し、同氏の行をして壯ならしめる所があつた。

講師招聘

外遊中の水谷教授後任として、左の如く講師を招聘した。

- 英語 川北磯助氏

森下留學生の轉學

本學留學生森下政一氏は渡米以來コロムビア大學に於て研究を續けて居たが、今回都合に依り同國ウイスコンシン大學に轉學の旨通信があつた。

因に最近同氏より宮島事務理事宛に寄せられた私信の一部を左に摘載する。

(前略)今回ウイスコンシン大學へ轉學を決心し去る二十日の始業日に先んじてマデソンへ到着致候

目下アメリカの大學中經濟科の白眉としてハルヴァート、シカゴ、コロムビア及ウイスコンシンに指を屈せざるべからず存じ候(中略)特にウイスコンシンを選びしは、都會を避けて雄大なる湖水を控へ、其の自然美を誇るマデソンの靜寂を慕ひしが爲めに外ならず候

餘りに老いたるイリー教授は之を除くも尙コンモンズ、スコット、ロス等知名の學究を有するウイスコンシンの生活も收獲必ずしも空しくらざるべく精々相努め可申候(中略)尙來年度に於ける夏季講座にも研究を續け、再びコロムビアを訪れて應き残したる有数の學者に接しアメリカ生活の最後を樂しまんものと存居候(下略)

在外本學關係者現住所

- Prof. K. Mizutani,  
c/o Yokohama Specie Bank,  
Equitable Building,  
New York City,  
U. S. A.
- Mr. T. Yano,  
c/o Y. M. C. A.,  
1409, Sutter Street,  
San Francisco, Cal.,  
U. S. A.
- Mr. M. Morishita,  
City Y. M. C. A.,  
Madison, Wis.,  
U. S. A.
- Mr. Y. Nakai,  
chez Mr. Chappuis-Provost,  
15, Rue Charles Gallod,  
Gevève, Su sse.
- Mr. K. Kanayate  
aus soins de l'Ambassade du Japon  
a Berlin.

# 校友會報

大正八年度  
卒業生有志懇談會

秋の一夜を燈の下に語り合ふ爲めに大正十一年十月十日午後六時半から第八回の懇談會を西區川口町川口ビルディング食堂で開きました。會場其の他の設備は極く貧弱なものでありましたが、會食後デザートコースに入りて須藤君の軍縮數へ歌、伊藤君の南洋視察談、山本君の上海女學生論、田中君の俗語等各自得意とする所をやり、午後十時頃散會致しました。當日の出席者は左の通りであります。

- 源 友雄 阿澄 一次
  - 山本 鶴三 不動 健二
  - 龜川 四郎 田中 敬治
  - 津田 敏郎 金田 茂就
  - 伊藤 住太郎 須藤 一枝
  - 池畑 勝太 名越 虎次郎
  - 松野 晋次郎 笹島 莠(幹事)
  - 中岡 榮一(幹事) 熊野 猛(幹事)
- (熊野幹事報)

## 校友會東京支部總會

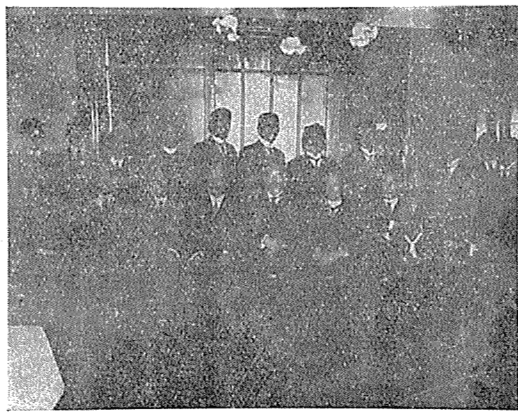
去月十八日午後五時から日比谷公園松本樓で總理事山岡順太郎氏招待會並に判檢事辯護士試験登第者諸氏の祝賀會を兼ねて、校友會東京支部秋季總會を開きました。

當日は生憎雨天であつた爲めか出席の通知のあつた方の中にも大分不參者があつたのは遺憾でありました。

例に依つて法律新聞社からは黒澤、石井兩

氏が出席して呉られたので、午後六時頃休憩室で一同同社のレンズに寫り、それから直ぐに食堂を開きました。

デザートコースに入るや幹事後藤武夫氏の挨拶あり、次で山岡總理事、新辯護士水本信夫氏の答辭があつて後山内司法次官の談話あり、次で東京支部の擴張を計るこゝ、其の方



校友會東京支部總會

法は總て幹事に一任するこゝを決議し、各自歡談を交へ、散會したのは九時少し過ぎる頃でした。因に當日出席せられた諸氏は左の通りであります。

- 山岡 總理事 山内 確三郎
- 内田 重成 大月 義平二
- 後藤 武夫 山田 善之助

# 受験感想

本學卒業生の多數が、過般施行された國家試験に、何れも優秀の成績で及第されたこと云ふ事は前號に報道して置いた通りであるが、特に本學を出づるや否や直ちに同試験を通過した諸氏、更に在學中既に此の難關を突破した秀才且つ努力家のあつた事は誠に慶祝すべき事、否々譽る本學の偉大に誇りしに足るべき事實であると思ふ。即ち茲にその一人である野村滋藏君を紹介する所以であるが、苦しむに依つて同じ目的の爲めに努力しつゝある學生諸君に、何程かの參考資料を供すること、出来るならば喜ばしい限りであり、恐らく同君自身の本意にせられる所であらうと信ずる。本學を出て各方面にそれそれ職足を延ばしてをられる人達は隨分枚舉に遠ない程であるが、一人として苦學奮闘の人ならざるはなく、一人として立志傳中の人ならざるはないと言ふも恐らく過言ではあるまい。而して我が野村滋藏君其の人も、年少既に此の榮冠を得る爲めに、到底尋常者流の進路を許さぬ努力が拂はれてゐると云ふ事は、君が今日まで歩み來つた経路が何よりも明かに之を示してゐる。即ち君が正式に學校教育を受けたのは、郷里に於ける高等小學校が最後であつて、其の後殆ど獨學で中等學校の課程を修め、大正八年には非常の難關と稱せられる専門學校入學檢定試験に及第し、更に昨大正十年には、高等學校終了を以て其の程度とされる高等豫備試験を通過し、今又國家最高の試験たる國家試験に登第し、尙ほ之を以て能事終れりと思ふ益研學の歩を進めつつある。吾人は今君を誌上に紹介するに當つて、一層自重奮勉せられんことを切望して已まぬものである。

## 國家試験に就て

法三 野村 滋藏

私が今度僥倖にも辯護士試験に合格致しましたに付て學報局の方から受験感想、勉強方法等を寄稿せよとの御勸めで御座いますので甚だ潜越乍ら左に右各項に關し卑見を申述べます。若し幸ひ幾分なりとも受験者諸氏の御參考にもなりますれば私の望外の光榮とする所であります。

## 受験感想

試験は別に難しいとは思へませんでしたが、苟も普通の頭を持つて居られる方ならば三年間も眞面目にやられるならば假令初歩からおやりになつたとしても十分合格するだけの力がつくと思ひます。現に私は辯護士事務員として實際の手續は丸呑みして居りましたものの、眞に法律の勉強を始めましたのは大正九年の九月

からで、其の後大正十年の前半は高等豫備試験の準備の爲め中止して居りましたから、實際法律をやつたのは一年半程であるのも分ります。世間では國家試験を難しいものにしてしまつて、自分が受けた事もないのに、いや判檢事試験が難しいの、いや辯護士試験には受験者の一割足らずしか取らなかつたのと言ひふらしますので、其の觀念が一般に擴がつて了つて大抵の人は(受ければ受けられると思はれる人まで)受けもしないで怖じ氣ついてをられる様です。私がやつた様に(少しは自惚が強いと言はれるかも知れませぬが)何自分はきつこやれると思つておやりになれば必ず成功せられるに違ひないのです。受けなないで難しい難しいと言つて居た日には何時迄経つても同じ事です。又世間往々國家試験の合格率の少いのを

牧野充安 神田民作  
 松澤卓規 進藤紫朗  
 小野塵一 宮館千晴  
 北山義衛 山本仲次郎  
 福井馬一 藤田實雄  
 本郷 桂 三森武雄  
 水本信夫 淺香新太郎  
 岡本四郎九

三九會秋季懇親會

(岡本幹事報)

明治三十九年度本學卒業の諸氏に依つて組織せられてゐる三九會は、去る十月二十八日午後六時から市内北區堂島あさひに於て秋季懇親會を開催したが左記二十二氏の出席あり頗る盛會であつた由である。

岩本政市 石塚大藏  
 橋本小三郎 別役金之助  
 遠部逸太郎 田中秀太郎  
 谷田諸十郎 竹内虎治郎  
 堤新吉 中村虎次郎  
 野村吉藏 久保鷹山  
 鏑下吟次郎 眞珠清彦  
 鮎子多正雄 吉田吉五郎  
 兒玉善吉 行森啓三郎  
 三雲住三郎 水野醇三  
 平岡啓道 森内梅吉  
 尚ほ同會に於て次回幹事を左の如く決定した。

木偶會秋季總會

本年度商科卒業生有志の組織せる木偶會は去月十六日午後六時から母校に程遠からぬいゝは亭に於て第四回定時總會を開催した。出席者は左記十二氏で、各自研究問題の討論やら懷舊談やりに時を移して、午後十時過盛會裡に解散した。

小川成雄 大塚右左男  
 辰巳寅造 中村峯藏  
 山本彌一郎 藤川 等  
 古藤光三 安藤貞夫  
 有田保 三島律夫  
 清水公平 住田吉次  
 (三島同會幹事報)

鴻鳴會秋季清遊

去る定時總會に於て秋季旅行の決行を決した鴻鳴會は去月二十二日叡山から坂本大津方面に終日の清遊を試みた。因に當日の出席者は左記七氏である。

岡崎祐廣 塚本利三郎  
 矢野國臣 山口蓼夫  
 長久保昇 榊原貞則  
 三島律夫  
 (三島同會幹事報)

校友會福岡支部秋季大會

本學校友會福岡支部では、同會秋季大會を十月二十八日午後七時から門司市菊之家に於て開催、福岡在住者は云ふまでもなく、小倉、下關等からも多数校友の來會あり、席上池田同會幹事は諸般の報告をなし、次で今後同支部會を福岡、門司、小倉等に於て交互に開催

見て難しいと申される人がありますが、合格率の少いのは試験が難しいのではなく受験者に力のない者が多い故だらうと思はれます。で受験者の数は幾らあつても眞に競争圏内に入る人は極く少数な様ですから決して恐るるに足りないのです。受験感想としては先づこんなことより申上ければなりません。要するに國家試験は決して難事ではありません。既に國家が試験制度を設けて試験をする以上、又現に合格者がある點より見ましても決して國家試験は難事を強ひて居ることは思はれないのであります。實際、國家試験とは如何に難しいものかと思つて居た私が、唯一回で合格出来ましたので(決して自慢ではありません)全く意外の感に打たれた位であります。若し幾回もやつて尚ほ成功せられない方がありますとすればその方が普通の頭の持主である以上必らず其の勉強の何處かに不眞面目若くは不注意な點があるに外ならぬのであると私は信じて疑はないのであります。



野村滋君

から圖書館に通つて著書、講義録等を讀んで研究致しました。(書物は一切圖書館で借りないで持つて行きました。それは圖書館では毎日連續して同一圖書を借れないのミ書物に落丁一破毀によるミが多いのミのためです)。(ロ)讀書するミきは重要な定義を書いて憶へたり、表に出来るものは表に作つたりしました。書物に記入したり、サイドラインをつけたりすることはやはり遣りました。さうしても唯默讀より手も一所に働かす方がよい様です。(ハ)書物は始めから終り迄丁寧に讀通しました。抜讀又は略讀はやりませんでした。順序立てて讀むミやはり好い様です。

勉強方法  
 勉強方法に致しまして別に申上げる程の勉強方法もありませんし又存じません。唯私は勉強は眞面目にやりました。本は眞面目に讀みました。私の勉強方法はこれだけあります。左に大體の様子を述べますれば

(イ)大正九年九月から或る法律の講義録をさり始め、初めて法律學勉強の門に入りました。そして毎日午後五六時頃

(ホ)讀みました書物は前に申しました講義録の外に、左の如きものを讀みました。

- 嘉山氏 民法總論
- 鳩山一耶氏 民法總論
- 鳩山秀夫氏 法律行為乃至時効
- 穂積重遠氏 民法總論(下)
- 三浦信三氏 擔保物權法論
- 鳩山秀夫氏 債權總論各論
- 岩田一耶氏 民事訴訟法原論
- 山岡萬之助氏 刑法原論
- 林頼三郎氏 刑事訴訟法論
- 竹田倉氏 商法總論
- 松本丞治氏 商行為法論

する事に決し、各自歡を盡して午後十一時盛會裡に散會した。

(池田幹事報)

校友會大阪支部秋季懇親會

本學校友會大阪支部では十一月五日午前九時五十四分梅田驛發の列車で...

校友動靜

三二法 川島常三郎氏
今回大阪控訴院部長判事の職を辭して、東區平野町二丁目二五番地に事務所を置き辯護士を開業し一般法律事務に従事せらる。

三四法 廣瀬 德 藏氏
最近淺海協會に出席の爲め滿洲方面に旅行せられた。

推 瀧石政治郎氏
大阪地方裁判所司法官試補を命ぜらる。

推 大西三津治氏
名古屋地方裁判所司法官試補を命ぜらる。

八法 和田作太郎氏
神戸地方裁判所司法官試補を命ぜらる。

八法 稻森健次郎氏
奈良地方裁判所司法官試補を命ぜらる。

四法 高橋猪久次氏
奈良地方裁判所司法官試補を命ぜらる。

三二法 吉田 虎 長氏
京城郵便局在勤中の所今回益山郵便局郵便課長に轉せらる。

九法 中川八百八氏
島之内警察署より玉造警察署に轉勤。

三七法 上田 貞 藏氏

臺北地方裁判所に判事として在勤中の所今回嘉義法院支廳に轉勤せらる。

四五法 山田 太 熊氏
從來東洋生命保險會社に在勤中の所今回同社を辭し大平生命保險會社に入社せらる。

四二法 佐藤 兵 二氏
昨年六月從來勤務して居た東京區裁判所を辭し最近農商務省山林局に轉任せらる。

四二法 日向 幸 藏氏
大阪府今福警察署長であつたが最近網島警察署長に轉任目下同署に勤務中。

六法 林 忠三郎氏
大阪府福島警察署より同柏原警察署に轉勤。

一〇法 上村 重 雄氏
大阪府船場警察署より同福島警察署に轉勤。

一〇法 山崎常太郎氏
大阪府警察部より同福島警察署に轉勤。

一〇法 田中英一氏
今回辯護士試験に登第、大阪市西區土佐堀柿崎飲吾氏方にて法律事務に従事しつゝある由。

大阪市内の部 その四

森川健次 (五法) 西區四條通二ノ一九

森 廣次 (五商) 東區北久寶寺町二川崎銀行大阪支店

毛利厚一 (八商) 北區上方福島北一丁目六ノ二

芹川樽次郎 (二六法) 北區旅籠町七番地

瀨川新太郎 (三四法) 東區北濱五丁目住友銀行内

關 豐馬 (四四法) 辯護士 西區江戸堀北通三丁目四四

仙波種春 (七法) 辯護士 南區天王寺大道一

勢川久一 (八商) 西區南堀江三番町九

杉野乙次郎 (三三法) 特許 北區澤上江町三五

諏訪藤之助 (三六法) 辨理士 東區平野町四丁目明治屋方

須々木庄平 (四一法) 北區堂島濱通一丁目五八

鈴木八郎 (四三法) 辯護士 北區眞砂町二九

澄川雄三 (四三經) 西區立賣堀北五丁目津田電氣商會内

鈴木 賢 (四四商) 東區北濱二岸本太郎方

杉谷三郎 (四五商) 北區中之島五大阪電燈株式會社内

砂子若松 (二法) 東區空堀二丁目四管沼方

杉本治作 (三法) 西區薩摩堀東ノ町平野護謨製造所内

鈴木新太郎 (六商) 東區平野町五丁目九

鈴木春季 (八法) 西區川口町中央度量衡検査所大阪支所

鈴木義作 (同) 南區高津四番町四六

菅田實三 (九法) 北區本庄黒崎町七一四

須崎奈良雄 (九商) 西區京町堀通二ノ一

吹田保太郎 (二〇法) 西區本田通三丁目一ノ八

砂子 薰 (同) 南區瓦屋町一番町七二

大阪府下の部 その一

市村 文 (三九法) 東成郡天王寺村天王寺

飯田慶一郎 (四〇法) 同郡同村阿部野松出塚

家木彌市 (四二法) 中河内郡三野鄉村字玉井二

今田普勸 (二法) 三島郡豐川村字道祖本一一八

井上善一 (四商) 西成郡千船村大和田一二八

井上正章 (五法) 同郡鷺洲町浦江五五九

岩城村一 (同) 堺警察署

井上永次 (六法) 西成郡新庄村下新庄

猪木佐次郎 (七法) 同郡鷺洲町南浦江四七〇佃方

祝 己之松 (七法) 豐能郡麻田村麻田三三

生島義一 (同) 西成郡新庄村下新庄

岩田寅次郎 (九商) 同郡津村字野中二八

石丸 豐 (同) 同郡鷺洲町大仁八八ノ二伊賀寛次方

市村義之助 (同) 中河内郡長瀬村字北蛇草

和泉伊之助 (二〇商) 西成郡津守村一〇五

稻谷元一 (同) 東成郡依羅村杉本五一三

石崎 章 (同) 北河内郡守口町一九六

林 傳一郎 (三九法) 東成郡天王寺村東天下茶屋一九八大庭方

濱田謙吉 (四〇法) 同郡古市村森小路一九〇ノ一

長谷川義一郎 (四三法) 同郡鶴橋町木野二六五

林 松之助 (四五法) 堺市寺地町西四丁

長谷川彌一郎 (三三法) 東成郡鶴橋町木野三〇八

羽間平三郎 (六法) 西成郡鷺洲町海老江二二三

濱谷清一 (八法) 同郡同町大仁一二五

花井壽造 (九法) 東成郡東村鳴野六四二松井方

橋口枕龍 (同) 北河内郡三郷村西橋波

橋本俊正 (二〇商) 西成郡鷺洲町大仁一一八

西川 武 (四〇法) 北河内郡守口町(大阪區裁判所判事)

西形達次 (四商) 三島郡吹田町

西尾盛三郎 (五法) 中河内郡意岐部村荒木一四七

西澤乙一 (七商) 西成郡鷺洲町海老江東ノ丁一〇三三ノ一五

堀 秀太郎 (四二經) 西成郡玉出町五一〇

堀 政秀 (四四法) 同郡中津町下三番一五六

本位田勝三 (六法) 同郡中津町下三番一二七ノ三(辯護士)

堀田秀次 (九法) 同郡鷺洲町浦江三八八ノ三

戸田見龍 (三六法) 豐能郡池田町

土居檜男 (四法) 三島郡高槻町字高槻五五

榊 藤松 (六法) 中河内郡南高安村恩智西五

中條重次 (五法) 西成郡玉出町五九八

小串榮藏 (三〇法) 三島郡高槻町上田部四二三

岡本正雄 (三五法) 西成郡中津町下三番九八

大石 武 (四四商) 豐能郡豐中村親免

大塚甚三郎 (三三法) 三島郡芥川村芥川二〇九

萩野義正 (三三法) 西成郡傳法町東洋紡績株式會社西成工場

尾崎信治 (四法) 豐能郡中豐島村會根三

大野瀧太郎 (五法) 泉南郡北中道村殿原方

大森菊平 (同) 東成郡田邊町松原三七

奥田元良 (五商) 西成郡豐崎町川崎大阪染工合資會社

奥田發三郎 (八經) 北河内郡庭窪村金田二二

大久保要三 (同商) 三島郡磐手村安瀨

太田一男 (九商) 東成郡生野村林寺五三

大橋仁三吉 (同) 西成郡鷺洲町南浦江四六九

大野藤太郎 (二〇商) 東成郡神路村大字大今里市  
 大野重威 (同) 豐能郡豐山山口銀行行舎内  
 若林時三郎 (四法) 東成郡江口今福川北電氣  
 企業株式會社工場  
 渡邊 孝 (六經) 西成郡津守村五二七ノ四五  
 和田作太郎 (八法) 堺市戎ノ町西二丁一九  
 若野房次郎 (二〇經) 東成郡墨江村字遠里小野九  
 五  
 鎌田林太郎 (三五法) 西成郡鷺洲町南浦江大坂手  
 袋株式會社  
 金崎茂雄 (三六法) 東成郡今福警察署(署長)  
 影山彦三郎 (三法) 泉南郡濱寺町字下一〇〇五  
 ノ一福島方  
 加納藤石衛門 (同) 東成郡天王寺村大字天王寺  
 一八三  
 嘉納亮三 (四法) 同郡墨江村字長峽町四六  
 掛谷常次郎 (五法) 中河内郡役所  
 桂 忠雄 (六法) 豐能郡中豐島村大字長興寺  
 (本學秘書)  
 河田逸重 (八法) 東成郡生野村字林寺四  
 龜川四郎 (八經) 西成郡豐崎町北長柄大坂毛  
 織株式會社  
 金光萬餘 (推) 西成郡神津村(村長)  
 金谷政太郎 (二〇經) 南河内郡大伴村字別井五九  
 吉村種藏 (三〇法) 東成郡天王寺村五二八天下  
 茶屋天神通  
 横見共二 (三五法) 豐能郡箕面村櫻井(辯護士)  
 吉田 親 (四五法) 三島郡茨木登記所(所長)  
 米谷卯三郎 (四法) 東成郡神路村  
 米田周治 (同) 豐能郡東郷村地黃區裁判所  
 吉田善四郎 (七法) 三島郡三島村耳原五三二  
**校友住所録追加**  
 馬場次郎 (二一法) 東成郡中本町中濱四八四  
 (辯護士)  
 人見福松 (同) 同上馬場次郎方  
 岡本 武 (八法) 北區上福島中一丁目五〇〇  
 (以上第一號掲載の分)  
 上村重雄 (二〇法) 北區福島警察署  
 (以上第三號掲載の分)  
 近藤今藏 (四商) 東區南久太郎町一菱三商會  
 坂上四郎 (三法) 北區天滿橋筋一丁目

日向幸藏 (四三法) 北區東野田町九丁目綱島警  
 察署官舎  
 (以上第四號掲載の分)  
**住所移動**  
 新住所  
 麻田友三郎 (二一法) 三島郡高槻町上田部二八  
 (以上第一號掲載の分)  
 橋口勤夫 (六法) 東京市牛込區辨天町七一  
 林 忠三郎 (同) 大阪府柏原警察署  
 和田眞三 (五法) 東區糸原町一丁目二三  
 川口廣楠 (二〇商) 西區泉尾第一小學校  
 金子金次郎 (八法) 西區鶴町四丁目三區四二號  
 (以上第二號掲載の分)  
 瀧本 貢 (七法) 西區北境川町一三〇  
 田邊紀一 (二〇法) 東區北濱日本電力株式會社  
 鶴田利三 (二〇經) 東區北濱五住友合資會社  
 名越虎治郎 (八商) 西成郡玉出町六五六  
 山崎荒太郎 (二〇法) 北區福島警察署  
 堤 正三郎 (六法) 堺市村木町一丁目二七  
 (以上第三號掲載の分)  
 備前仙五郎 (六法) 北區堂島濱通一丁目  
 (以上第四號掲載の分)

**校友改姓名**

一〇法 舊 小野又雄 改 久多夏木又雄  
 六法 吉川萬里 宮本萬里  
 三法 中西四郎 坂上四郎  
 六法 馬淵正三郎 堤 正三郎  
 七法 深田吾一 馬淵吾一

**校友逝去**

大正十一年九月二十八日  
 見義重 成氏  
 (大正十一年病歿)  
 右訃音に接し謹んで弔意を表す

**入會御勧誘**

大阪府下及び其の附近に居住せられる本學校友會會員諸  
 氏で未だ本會に御入會になつて居られない方は左記會則  
 御承知の上此の際奮つて御入會を願ひます  
 大正十一年十一月

**關西大學校友會大阪支部會**

**關西大學校友會大阪支部會會則**

- 第一條 本會ハ大阪府下及ヒ其附近ニ居住スル關西大學校友會會員中ノ有志者ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ關西大學ノ隆盛ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ關西大學校友會大阪支部會ト稱ス
- 第四條 本會事務所ヲ大阪市北區上福島北二丁目關西大學内ニ置ク
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
 支部長、副支部長各一名、幹事若干名  
 支部長、副支部長ハ會員總會ニ於テ推薦シ幹事ハ會員總會ニ於テ之ヲ選任ス
- 第六條 支部長ハ本會一切ノ事務ヲ總理ス  
 副支部長ハ支部長ヲ輔ケ支部長差支アルトキ之ヲ代理ス
- 第七條 役員ノ任期ハ二ケ年トス但再選ヲ妨ケス
- 第八條 會員ハ會費トシテ毎月金八拾錢ヲ納付ス可シ
- 第九條 會員總會ハ毎年春秋二回之ヲ開ク

# 學友會報

## 相撲部選手の力戦

大毎主催全國學生相撲大會に於て

日本學生運動界に於ける年中行事の一つとして有名な、大阪毎日新聞社主催全國學生相撲大會は、去る十月二十九日から三日間大阪の南郊大濱公園に於て開催せられた。

本學學友會相撲部からは、昨年同大會の個人優勝試合に覇權を握つた福井清吉君、一年の矢張り同大會に、中等部の優勝者として驍名を走せた竹田繁七君を初め、馬場紀夫君、濱口光治郎君、秋山源藏君の五選手が、必勝の意氣を以て出場し、全學學生亦舉つて之を聲援し、對校、個人共に最後の月桂冠は、戦はずして本學のものであると、既に何人にも信じられてゐたが、各選手共に力戦大いに努め、屢強敵を屠つたにも拘らず、天運未だ全からず、僅かに一點の差で優勝の榮譽を他校に奪はれたのは誠に残念であつた。左に選手諸君の奮闘振りを記して戰の跡を顧みよう。

### 第一回戰 本學對大阪高工

勝敗の數は、戦はずして既に決つてゐた。果然、副將馬場君が敵の副將志田君に惜しくも敗れたのみで、本學側優勝。

### 第二回戰 本學對同志社大學

先陣秋山君を初めし、見る見る敵營を切り崩して本學側美事全勝。殊に本學副將馬場君は、豫てから斯界に強剛の名を得てゐる敵の副將猿丸君を、輕輕さ土俵の外に吊り出し

て、味方の爲めに萬丈の氣を吐いた。

### 第三回戰 本學對法政大學

「遠い所から遙遙出て來て」云々の應援團の叫びは、餘りにも皮肉に此の戰の後に響いた。即ち敵軍遂に一指をも我軍に染め得ず、氣の毒にも全勝の名を又もや本學側に與へて退き下る。

### 第四回戰 早稻田大學對本學

關東の雄早大も、關西の剛本學との對戰は當日の大毎紙上にも掲載された通り、眞に本大會中の呼物であつたが、本學側戦利あらず、先陣以下四將は、長恨を吞みながら相次いで退き、今や主將福井君を残すのみとなつた。

當の敵將淺岡君は、昨年の個人優勝試合に最後まで踏み止り、遂に福井君の爲めに敗れた程の剛の者、殊に味方連勝の後を受けて意氣頓に揚り、此の一戰に會稽の恥辱を雪がんと、必勝を期しつつ吾に迫る。之に對する我が福井主將も亦た、總崩れになつた味方の聲譽を挽回すべき大責任を擔うてゐるので、さなきだに三日間を通じての白眉をして、期待されてゐた此の立合は、數萬の觀衆をして文字通り手に汗を握らせ、肅然として鳴りを鎮めさせた。かくて龍攘虎搏、息もつがせぬ接戰の末、又もや勝鬨は我が軍の側に起り、滿場の拍手喝采裡に、軍扇は福井君の上に舉げられた。

### 第五回戰 本學對東京美術

前回の戰に於て、早大の爲め惜しき戰敗の

憾みは呑んだが、他は最早本學に取つて物の數ではなかつた。即ち第五回戰に於ても、連戰連勝遂に大將同士の取組となるや、敵將竹村君も、流石に本學福井主將の前に色を失ひ、勝は勿論我が軍の手中に在ることは何人も疑ふ餘地がなかつた。

併し！ 噫併し！

怪我負け、然うだ怪我負けだ！

當然勝つべき此の戰は、餘りにも辛氣なく

## 學生彙報

### 關西大學文學會會則

第一條 本會は關西大學文學會と名づける  
第二條 本會は一般文藝を愛好し眞摯に其の研究に志す人人を會員とし左記の事業を行ふ

- 一、名著 研究
- 二、創作相互批評
- 三、詩歌 研究
- 四、脚本朗讀術研究
- 五、演劇 實演
- 六、文藝に關する公開講演
- 七、文藝に關する舊蹟踏査
- 第三條 本會會員は本學學生に限る
- 第四條 本會の事務所は關西大學千里山學舎内に置く
- 第五條 本會に左の役員を置く

會長	一名
副會長	一名
幹事	若干名
顧問	若干名

萬人の期待を裏切つた。而も此の一敗は本學軍に絶大の打撃を與へ、對校試合に於ても、個人試合に於ても、遂に優勝の圏外に出づるを餘儀なくせられ、徒らに長蛇を逸して、最後の榮冠を他校に讓るに至つたのは、如何に勝敗は時の運は言へ、返す返すも遺憾至極と云ふの外はない。

因に本學の得點數は十九點で、優勝校の二十點を距る事僅かに一點に過ぎなかつた。

### 第六條 會長並に副會長は幹事會の決議により本學教授講師中から推薦し任期を二ヶ年とする、但し再選は妨げない

幹事は會員の互選によつて定め任期を一ヶ年とする、之も再選を妨げない  
顧問は幹事會の推薦により本學に關係の深い内外の名士に囑託し、別に任期を定めない

第七條 會長は本會を總理し副會長は會長を補つて其の代理代爲を探る  
幹事は會長並に副會長を補佐して本會の目的達成の爲めに努力する

顧問は本會を援助し指導する

第八條 本會會員は印刷費通信費として毎月金拾錢を齎出し、別に特別會合の際の實費を負擔する義務がある

第九條 本會の幹事會は會長副會長幹事の外に本學理事の一人を加へて組織し、議決は其の過半数を以て決定する

第十條 會員中本會の目的を無視し其の利益

を阻害する者は其の理由の如何を問はず幹  
事會の決議を以て除名處分にする

附 則

第一條 本會成立後第一回の役員は準備委員  
に於て銓衡し本學理事會の裁決を仰ぐ事に  
する

音樂部の新陣容

本學學生有志によつて成る音  
樂部の出現は大正八年春の事  
であつたが、以來他の學生會合に  
出演する事數回、大阪學生聯合  
音樂大會に出演する事一回、山  
陽・四國・九州の各都市に演奏旅  
行を試みた事一回、其の眞價は  
各方面に認められて來たが、本  
學昇格と同時に、千里山新學舎  
も竣成したので、之を機會とし  
て、宮島專務理事の斡旋により  
新たに關西大學音樂部を創設す  
る事となり、其の綱要は既に本  
誌第三號に紹介したが、其の後  
役員は左の如く決定された。

部長村上教授、幹事山中剛(大)

一、眞木新(大)、中村良之助(舊豫一)。  
器樂部主任中村良之助、聲樂部主任中野時  
治(大)。

尙ほ公開演奏會を催すに付ては特に左記諸  
先生の御後援を得る事となつた。

關西大學音樂會實行委員宮島專務理事、小  
泉教授、服部教授、田川祕書。

音樂部の奈良演奏

十月二十一日午後二時から、奈良市大和新

Programme.

PART 1.

- 1. Mandolin Orchestra.  
La Sorella, Borel-Clerc.
- 2. Guitter duet.  
Slide waltz. Sept. Winner.
- 3. Mandolin Quintett.  
Under the duble eagle march. Wagner.
- 4. Violin Solo.  
A. Berceuse Slave. F. Neruda.  
B. Elégle. J. Massenet.
- 5. Mandolin Orchestra.  
A. Loin du Bal. Gillet.  
B. Russin dance. Billi.

PART 2.

- 1. Mandolin Orchestra.  
Humoreske. A. Doorak
- 2. Violin Solo.  
Minuet. Padcrewski.
- 3. Vocal Duet.  
"Funa-ko" Williams.
- 4. Mandolin Quinttet.  
Fra Diavolo. Huber.
- 5. Mandolin Solo.  
Cavatina. J. Ruff.
- 6. Mandolin Orchestra.  
College Melody. Wier.

EXTRA 1. Vocal Solo.  
Cradle Song. Brahms.

EXTRA 2. Piano Solo.  
Csikos post gallop.

-(END)-

育研究會があつたので、期待した團體入場者  
は得られなかつたが、それでも熱心な聴衆は  
開會前から會場に押しかけ、約二百五十名に  
達するの盛會であつた。第一部を終つて小憩  
の後、服部教授は一場の挨拶を述べられ、第

今度の演奏會に關し、専門部學生吉川一彦  
君は終始絶大の盡力を與へられ、その他ピア  
ノ伴奏に参加せられた加藤寛一君、ピアノ借  
入竝に其の運搬に好意を以て援助せられた女  
子師範學校、男子師範學校古川校長竝に同校

二年級劍道部生徒諸君、大阪電  
氣軌道會社の井内庶務課長、特  
に部員を擲はれた宮島專務理事  
夫人各位の御厚意を深く感謝す  
るに共に、學生田中義一、野原  
修五郎、脇野徳三郎、平野尙、  
禮野茂次、岸源左衛門、名劍淺  
次、西明陸夫、平尾修三、竹割  
寅之助諸君が會場整理其の他に  
盡力せられた勞を多きする。  
最後に當日の出演者は左の通  
りである。

- マンドリン・オーケストラ  
(占部文人、坂東政一、眞  
木新、大川政雄、森田捨  
次郎、由谷廣良、鳥海正  
夫、福部章、中野勇次郎、  
中村良之助、島吉光)
- マンドリン・クインテット  
(阪東、眞木、鳥海、中村、  
島)
- マンドリン・ソロ(占部)

聞社の後援の下に、新設音樂部としての處女  
演奏會を同市の公會堂で開催した。當日は、  
公會堂前大運動場で青年團の聯合大會竝に運  
動會があり、師範、附屬女學校も其の校庭  
で運動會を催し、女子師範内では別に初等教

二部に入つてからは、部員の演奏振にも一層  
の熱度を加へ、聴衆も亦一曲毎に感動を深う  
して屬アンコールを爲し、薄暮の頃多大の印  
象を與へて無事閉會した。當日のプログラ  
ムは左掲の通りである。

- ヴァイオリン・ソロ(阪東)
- ボーカル・デュエット(中野時治、長島隆  
成)
- ボーカル・ソロ(中野)
- ギター・デュエット(鳥海、福部)

京都府第二回地方遊説同人會

京都府出身の本學在學生に依つて組織せられてゐる京都府同人會は、去る八月二日から六日間夏季休暇を利用して左の如く地方文化講演會を開催した。即ち八月二日午後六時から京都市正親町高等小學校講堂に於て、三日綾部町波多能紀念館、四日福知山町福知山劇場、五日舞鶴町郡公會堂、六日宮津町郡公會堂、七日峯山町峯山尋常高等小學校講堂に於て、何れも同時刻より各自其の抱負、研究事項等を披瀝して、各所にも多數の來聴者に少からざる感動を與へたが、來春休暇を利用して更に第三回遊説を試みる豫定である。

- 一、淨瑠璃と國民精神 大豫 牧山 儀平君
一、眞の必要に目醒めよ 同 平野 浩君
一、現代を悲觀せよ 同 春日 雄君
一、プラトンの人生哲學 同 上木 卯吉君
一、挨拶 抄 中島 一 郎君
一、覺醒せよ青年 同 丸田 龜太郎君
一、聴け！女性よ！ 同 中西 恒三君
一、黄金の腐體にメス 同 蘆田 茂里君
一、か振つて 同 井内 源次郎君
一、眞文化を追及して 法 會友 山添 信吉君
一、英語演説 會友 山添 信吉君
尙ほ右の外左記諸氏の特別講演もあつた。

岡山縣第三回文化講演會

本學學生中の岡山縣出身者が組織してゐる岡山縣人會主催の第三回文化講演會は去る十月十三日午後一時及び同六時からの二回に亘り市内天王寺公會堂に於て開催せられたが、當會の學生出演者は左の諸君である。

寺田君(法) 赤木重雄君(法)
吉村富太郎君(法) 島村富一君(經)



岡山縣人會文化講演會

- 太田半兵衛君(商) 井上 日 丸君(商)
奥田甚之助君(商) 上木 卯 吉君(豫)
小林太三郎君(法) 佐久田 重 雄君(經)
岡村順藏君(商) 松山 志 敏君(經)
夜の部
三宅道夫君(法) 納所 孝君(經)
近藤雅紀君(經) 吉村富太 郎君(法)
藤本 龜君(法) 森永清 昇君(經)
木村猶太郎君(法) 尾崎秀次 郎君(經)
赤木重雄君(法) 江村 至 身君(法)
三島律夫君(研) 石田新十 郎君(商)
桐野準平君(商)
尙ほ右の外左の如き特別講演もあり、聴衆約二千、非常に盛會であつた。

新刊紹介

宗教經驗の哲學

佐藤繁彦譯

ジョサイア・ロイス教授の「宗教的洞察の源泉」を譯して題名を改めたものである。同じくハーヴァード大學の教授であつた故ウヰリヤム・ジェームス教授のプラグマティズムに對し、常にアイディアリズムの立場から堂々の論陣を張つてゐた故ロイス教授の言論は、深奥な宗教的感激と、それを表現する的確にして而も幽玄な筆致とを以て世界學界の權威であつたが、佐藤氏の平明暢達の譯筆によつて遺憾なく其名著が我學界に紹介された事は慶賀に堪へない。宗教哲學としての一のセオリーを樹立する者に避け難い事情として、ロイス教授も基督教の傳承的信條に對する反逆ではあつたが宗教と科學とを調和せしめようとする努力の一面に、純乎として宗教を形而上學的對象の哲學とした點に於て、ジェームス教授との明確な對象を有してゐる。裝幀の瀟洒、印刷の善美は又本書の内容に適はしい。(定價貳圓五拾錢、東京牛込叢文閣發行)

新社會への藝術

西村陽吉著

一切の惡の根源は近代資本主義の發達に在りて絶叫する著者が、民衆藝術の爲に能く其の使命と眞價とを宣揚した論文集である。特權階級の心理と特殊傳統的藝術とに對する革命的熱情と、新藝術建設への創造的信念とに燃へた言言句句は、讀者を共鳴せしめずんば已まない力を持つ。第一章では社會藝術の眞諦を明かにし、第二章では民衆藝術としての短歌に關し内容形式兩面から革命を唱へ、第三章では石川啄木を論じて其の眞面目を傳

へ、第四章では著者の小感想を集めてゐる。白柳秀湖、大杉榮、堺利彦三氏の跋文があるが、あらずもなである。藝術愛好者の熱讀を薦める。(定價貳圓五拾錢、東京日本橋東雲堂發行)

校註枕草子

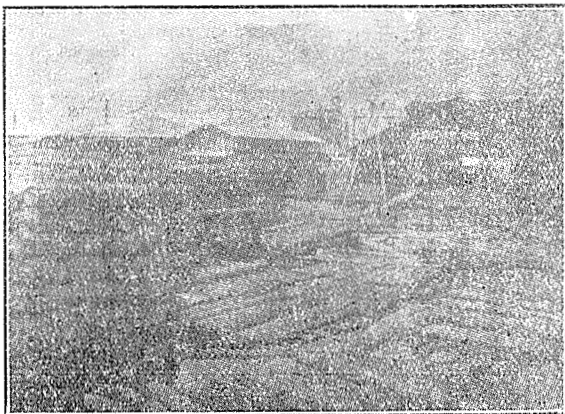
金子元臣著

清少納言の枕草紙に懇切な註解を施したものである。名著名註、研究者の好伴侶である。(定價壹圓五拾錢、東京神田區明治書院發行)

現代の獨逸戯曲 第二卷

文學博士 山岸光宣著

著者の博士論文と稱せられる大著の一部である。本篇には自然主義以後の新浪漫主義及び新古典主



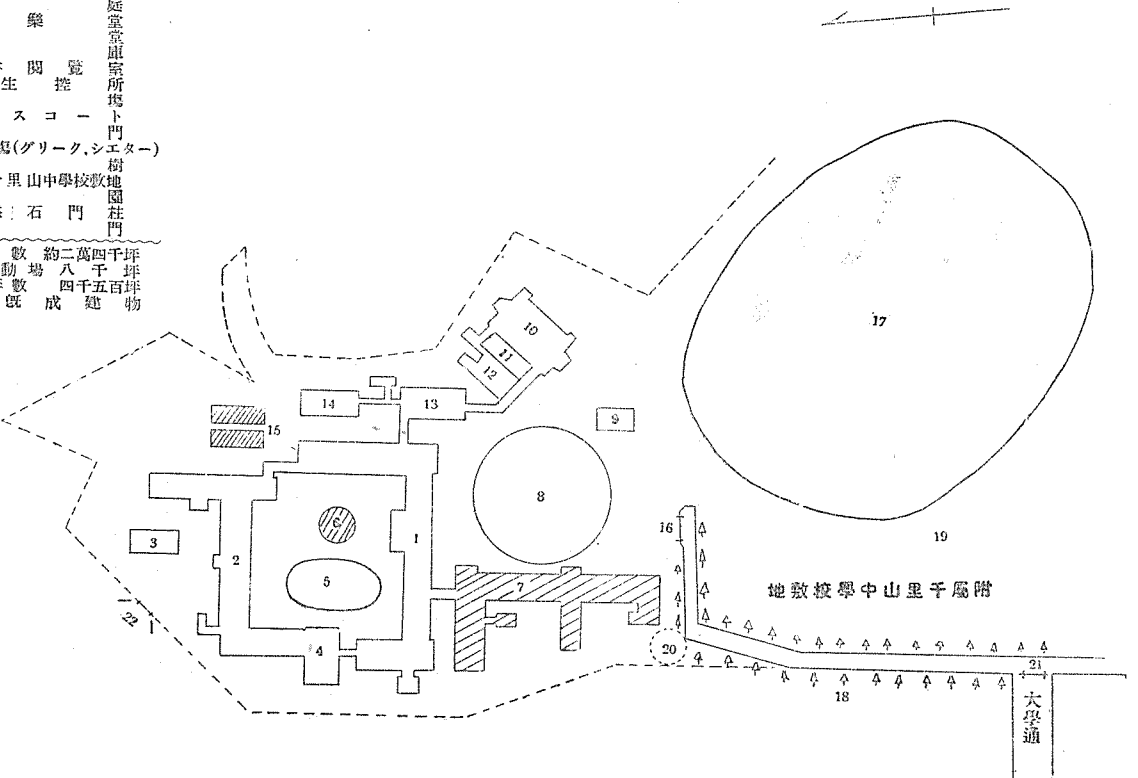
本學新學舍建築用材(一萬二千石)

義の文學に付て、重なる作家の略傳と重なる作物の梗概と懇切周到に列挙してある。(定價金參圓八拾錢、東京大阪寶文館發行)

一服部生



關西大學千里山校舍設計略圖



- 備考
1. 本館
  2. 研究室
  3. 研究所
  4. 會場
  5. 依學豫
  6. 學豫
  7. 樂
  8. 登
  9. 控
  10. 書
  11. 閱
  12. 登
  13. 控
  14. 生
  15. ニスコ
  16. 運動場(グローク、シエター)
  17. 大前
  18. 附屬
  19. 千里山
  20. 中學校
  21. 附屬
  22. 花自
- 歌内  
○地物  
○延ハ
- 約二萬四千坪  
約八千坪  
約四千五百坪
- 坪數  
延ハ  
既成

### Imperial Ordinance

#### for The Founding of Universities

Imperial Ordinance No. 338 (December 5, 1918).

Art. I.—Universities shall have for their objects the teaching of such arts and sciences theoretical and practical, as are essential to the purposes of the State, and the prosecution of original research in such arts and sciences, together with the cultivating of character, and the fostering of national ideas.

Art. II.—Each University shall consist, as a rule, of a certain number of Faculties. A University may, however, consist of only one Faculty, if circumstances so require.

The said Faculties shall be those of Law, Medicine, Engineering, Letters, Science, Agriculture, Economics and Commerce.

A University may also consist of any number of the above-mentioned Faculties, provided its equipments are substantially on a proper scale for the purpose.

Art. III.—A Post-Graduate Course shall be established in each Faculty. A University Hall (a Daigakuin) may be established in a University consisting of a certain number of Faculties, by uniting the post-graduate courses so as to keep them in a harmonious connection.

Art. IV.—Public or Private Universities may be established in accordance with the provisions of this Imperial Ordinance, in addition to the Imperial and other Government Universities.

Art. V.—Permission to establish a Public University shall be given only to Hokkaido, Fu, Ken (Prefectures) in cases of special need.

Art. VI.—A Private University shall be a foundational juridical person, excepting the case where a University is established under special necessities as one of the enterprises of a foundational juridical person whose sole aim is the establishment of schools.

Art. VII.—The foundational juridical person referred to in the preceding Article shall be provided with such equipments as are required for the University, or such an amount of capital as is necessary therefor, in addition to a fund sufficient at least to produce revenues large enough to maintain the University. The said fund shall consist of cash, national bonds, or any other negotiable bonds recognized by the Minister of Education, and all these shall be deposited.

Art. VIII.— The approval of the Minister of Education shall be necessary for the establishment or abolition of a Public or Private University. This shall also be the case with the establishment or abolition of a Faculty. Before giving his approval the Minister shall admit the matter to the Throne for Imperial Sanction.

Art. IX.— Candidates applying to any of the Faculties of a University for admission shall be such as have completed the preparatory course of that University, or those who have finished the advanced course of the High Schools, or those who have been recognized by the Minister of Education as being attained a proficiency equal to or higher than that of those who have completed the advanced course of the High Schools.

The regulations relating to the order of admission for applicants shall be fixed by the Minister of Education.

Art. X.— A student, who, having attended any of the Faculties for not less than three years, has passed the prescribed examination, may assume the title of Gakushi. The said period of attendance preceding clause shall not be less than four years for Medical students.

Art. XI.— Students admissible to the post-graduate course shall be those who have attended, for not less than three years, any of the Faculties excepting that of medicine for which at least four years shall be required, or those who have the proper degree of scholarship recognized by the Faculties concerned.

Art. XII.— A University may establish its own preparatory course, if so desired. In the preparatory course of a University, the higher liberal education shall be given according to the standard of the advanced course of the High Schools.

Art. XIII.— The preparatory course of a University shall extend over three years or one year less. Students to be admitted to this three-year course shall be those who have completed the fourth year grade of middle schools, or those who have been recognized by the provisions established by the Minister of Education as possessing proficiency equal or superior to that of the students above specified. Students to be admitted to the two-year preparatory course shall be those who have graduated from a middle school, or those who have been recognized by the provisions established by the Minister of Education, as possessing proficiency equal or superior to that of middle school graduates.

Art. XIV.— The regulations relating to the advanced course of the High Schools shall apply to the preparatory course of a University, in point of equipment, organization, officers, and text-books.

Art. XV.— The number of students for the preparatory course of a University shall be so limited that in each academic year, the number of those who are to complete that course shall not exceed the whole number admissible to the University.

Art. XVI.— The regulations adopted by a University and its Faculties shall be framed by the University itself in conformity to the law, and with the sanction of the Minister of Education.

Art. XVII.— A Public or Private University shall have an adequate number of teachers appointed solely to itself.

Art. XVIII.— For the appointment of teachers in a Private University it shall be necessary to obtain the sanction of the Minister of Education. This article shall also apply to the appointment of teachers in a Public University who are not accorded the treatment of government officials.

Art. XIX.— Public and Private Universities shall be under the supervision of the Minister of Education.

Art. XX.— The Minister of Education shall be entitled to require Public or Private Universities to present necessary reports, or he may inspect them, or give such orders as he may deem necessary for his supervision.

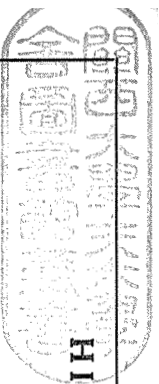
Art. XXI.— Any school that does not conform to this Imperial Ordinance shall not assume the name of Daigaku (University), or attach thereto any letters or characters indicating that it is a Daigaku, except in cases in which the act is justified by special provisions in other rules sanctioned by the Throne.

SUPPLEMENTARY RULES

This Ordinance shall come into force on the 1st of April, 1919.

Article 21 of this Ordinance shall pro tempore not apply to a school which assumes the name of Daigaku, or has attached to its name any letters or characters suggesting that it is a University at time of the enforcement of the present Ordinance.

\* The Ordinance, in conformity to which the present Kansai University was founded, and by which it is governed on and after June 5, 1922.



## HISTORICAL SKETCH of KANSAI UNIVERSITY

Kansai University (formerly Kansai Law School) was founded in 1886. Feeling the need of having a law school in Osaka, where none then existed, while in Tokyo there were already several such, M. Inouye, horitsugakushi,\* then a counsellor in the Osaka Court of Appeal, H. Ogura, horitsugakushi, then a public procurator, T. Tetsuka, horitsugakushi, then also a public procurator, C. Mizukami, horitsugakushi, then a judge, M. Tsurui and K. Shikata both horitsugakushi and then judges, in cooperation with C. Shibukawa, a French jurist, directly and indirectly backed up by K. Kojima, then the President of the Osaka Court of Appeal, and M. Doi, a business magnate, founded in December 1886 Kansai Law School at Edobori, Nishiku, Osaka, and themselves taught the students the French law in the main.

In 1887, the School was removed to Awajimachi and again in 1888 to the precinct of Koshoji-Temple, Kawachi-Machi, Kitaku, Osaka.

C. Mizukami was appointed acting director of the School in 1889, and the following year, T. Arita succeeded him.

In 1893, the graduates of the School were qualified by the Minister of Justice to be candidates for competitive examination for judgeship and public procuratorship. In the same year, several Imperial laws were promulgated, and it was decided that the instruction in the Japanese codes should be made so far as possible in comparison with those of the foreign countries.

The Committee on School Affairs was organized in 1895 in order to improve methods of instruction. In September of the same year, a special course was established and the students of the course were taught Japanese and Chinese classics, composition, mathematics, and especially foreign languages.

In 1896, Y. Ichinose, horitsugakushi, was appointed director, with the result that the reputation of the School greatly augmented.

In consequence of the amendment of the regulations relating to the appointment examinations of the army and navy juriconsults in 1897, the graduates of the School were declared qualified to take the examination.

A post graduate course was established in 1898, with a view to facilitating the deeper study of law. In September of the same year, T. Ichinose having resigned, K. Kabuto, horitsugakushi, then the President of the Osaka Court of Appeal, succeeded him.

In 1900, an elective course was created in the School to assist students wishing to quickly complete his studies. In July of the same year, according to the provisions of the Imperial Civil Law the School was incorporated by the counsellors, professors, instructors, and alumni, as a Corporate Juridical Person (Shadan-Hojin).

The articles of incorporation having been amended in 1901, the School was called the Kansai Private Law School. In October, the alumni of the School decided to erect a new school building with their own donations and also raising subscriptions from the well-wishers at large, and in April, 1902, the construction of the building, designed by I. Kawai, kogakushi, and under the supervision of R. Hashimoto, commenced at Kitadori, Edobori, Nishiku, Osaka. In May of the same year, the Minister of Education bestowed upon the second class students of the School the privilege to be exempted from conscription service during the school year, and from September the number of hours of instruction was increased to five hours per day.

The construction of the new building having been completed in November, 1902, the School removed into it in December.

At the same time the Minister of Education granted the School the privilege to be governed from 1904 under the regulations for Special Schools.

Amendments having been made to the regulations of the School, a course of economics was created.

In 1905, the organization of the School was altered under the permission of the Minister of Education, and from January, it was called Kansai University containing a University course, a preparatory course therefor and a special course, and the university and special courses were each divided into the departments of law, and of economics. Henceforth, the University was privileged to confer upon the graduates of the university course the degree of Kansaidaigaku hogakushi, and upon the graduates of the special

course, that of shuhogakushi. In April of the same year, a university preparatory course was opened and in July, a special course in foreign languages was added.

K. Kabuto, the president, having resigned, Y. Kawamura, horitsu-gakushi, was recommended to take his place.

As the University site was needed by the Osaka Municipal Tramway, and as the University was also in necessity of a larger school site and campus, the construction of the new school building was commenced in June, 1906, at Kamifukushima, Kita-u, Osaka. In July, Y. Kawamura was succeeded as president by K. Furusho, then the president of the Osaka Court of Appeal. While the buildings were under construction, instruction was continued in a building in Tennoji Park. In September, the University regulations were amended, and a commercial course was added, the instruction therein being immediately commenced. The construction of the new University buildings were completed in December, and the removal was made thereto at once.

By the Ordinance of the Chosen Government-general in January, 1911, any Chosenese graduate of the University was entitled to be nominated as a public procurator and judge in Chosen without examination. And in April of the same year, a preparatory course of the higher commercial course was created and the former commercial course was henceforward decided to be called the higher commercial course.

In January, 1912, to accommodate the ever increasing university courses and number of students, the construction of more rooms was commenced from the design of I. Kawai, and, under the supervision of R. Hashimoto, and in April of the same year, the erection of five class rooms and one judo and fencing training room was completed, and they were used from September.

Recognizing the urgent necessity of a business training school in Osaka, the University applied to the government for permission of establishment within the University premises, of a commercial school of middle school grade, and the application was granted on August 23 by the Ordinance No. 9 of the Department of Education.

From April, 1913, Commercial School was opened. K. Furusho having resigned in July of the same year, J. Saito, hogakuhakushi was

appointed to succeed him.

In April 1917, the preparatory courses of the special school departments were created, the instructions were immediately set up.

J. Saito having resigned the presidentship in December of the same year, Y. Oda, hogakuhakushi, was recommended to presidency.

In February, 1918, the School regulations having been amended, the entrance period was fixed at April each year, and the time of study of the preparatory courses for the university and of the special school department were extended to two years and three years respectively.

Concerning the entrance to the economic course of the University, graduates of the Koshu commercial schools were qualified in march, 1918, as sufficiently endowed with knowledge as middle school graduates.

In February, 1920, as a first step of carrying out the extension scheme the University bought a site for the buildings and campus at Senriyama in the suburbs of Osaka. The ground is of marked natural beauty and covers more than 25,000 tsubo in area, providing for the probable increase of the University in a far-sighted way. The service of the North Osaka Suburban Tram Car has been extended just to the front gate of the University.

In March, 1920, the Corporate Juridical Person (Shadan-Hojin) which had maintained the University, was transformed to a Foundational Juridical Person (Zaidan-Hojin), and according to the Agreement of the new Foundation five Administrators and three Auditors were elected.

In February, 1921, an application was filed with the Department of Education requesting the permission to establish a university under the government regulations governing public and private universities.

In September, 1921, an Association aiming at supporting the Kansai University Enlargement Scheme was organized through the good offices of J. Yamaoka, then president of Osaka Chamber of Commerce.

In April, 1922, Y. Oda, having been elected the judge of the Permanent Court of International Justice in The Hague, resigned his presidency, and in May the Agreement of the Foundational Juridical Person having been amended, J. Yamaoka, President of the Association

\* Graduate from the Law School attached to the Department of Justice, which existed in the beginning of Meiji era.



本誌維持費受領報告

(到着順)

金五圓也	三六法	横地幸重氏	金貳圓也	五法	山口作之進氏	金貳圓五拾錢也	三九法	古山宇一氏
金五圓也	三九法	村井治三郎氏	金貳圓也	六法	森下政治氏	金貳圓也	七法	治常徳氏
金貳圓也	三一法	高鳥巧氏	金貳圓也	三六法	渡邊孝氏	金貳圓也	二二法	黒田莊次郎氏
金貳圓也	三九法	谷田請十郎氏	金貳圓也	四二法	長義孝氏	金貳圓也	七商	吉田武長氏
金貳圓也	四二法	中村敏雄氏	金貳圓也	四〇法	吉田平治郎氏	金貳圓也	二五法	山口富藏氏
金貳圓也	同	森伊三郎氏	金五圓也	四一法	高松林之助氏	金貳圓也	二法	草深六治郎氏
金參圓也	四三法	瀧重貞氏	金貳圓也	四三法	山口健太郎氏	金貳圓也	一〇法	永松治郎氏
金參圓也	三六法	小笠原語吟氏	金參圓也	六商	吉川重殷氏	金貳圓也	三法	中内秀治氏
金貳圓也	六法	多田榮氏	金貳圓五拾錢也	三〇法	和田愛義氏	金貳圓也	九法	壺井忠教氏
金貳圓也	同	高坂清元氏	金貳圓也	七商	和田義爲氏	金參圓也	二二法	清水榮松氏
金貳圓也	四三商	玉井秀夫氏	金貳圓也	同法	久米正巳氏	金貳圓也	四二商	上河力藏氏
金貳圓也	三七法	武森武市氏	金貳圓也	三八法	山岡季治郎氏	金貳圓也	三三法	志野覺治郎氏
金五圓也	三法	岡本義男氏	金貳圓也	九法	黒川芳平氏	金參圓也	三七法	久米喜一氏
金貳圓也	八法	高木敏夫氏	金貳圓也	三七法	内藤正剛氏	金貳圓也	一〇法	永田規矩夫氏
金貳圓也	六法	橋口勳夫氏	金貳圓也	三法	原田照氏	金貳圓也	三七法	山本哲應氏
金五圓也	三法	片山義忠氏	金貳圓也	一〇法	鶴田利三氏	金貳圓也	四商	松永賤松氏
金貳圓也	三七法	中川與之助氏	金貳圓也	六商	中村岩見氏	金貳圓也	四三商	近藤今藏氏
金貳圓也	四一法	大崎萬太郎氏	金貳圓也	一一法	原仙吉氏	金貳圓也	四三法	大橋百三郎氏
金貳圓也	二法	岡本四郎九氏	金貳圓也	四二法	竹中倍治郎氏	金貳圓也	三六法	田村清吉氏
金貳圓也	一〇商	松永三郎氏	金五圓也	二二法	武内作平氏	金貳圓也	推	松政庄三郎氏
金貳圓也	四法	中村國夫氏	金貳圓也	八法	高木惣次郎氏	金貳圓也	一〇商	中務平吉氏
金貳圓也	七商	長尾參氏	金貳圓也	五法	西尾盛三郎氏	金貳圓也	二法	川口廣楠氏
金貳圓也	二三法	信正時治郎氏	金五圓也	二三法	山口洞氏	金貳圓也	四法	上野喜重藏氏
金參圓也	二九法	香川知足氏	金參圓也	三五法	永田良雄氏	金貳圓也	八法	辻川正雄氏
金貳圓也	一〇商	石川良助氏	金貳圓也	二二法	山口直三郎氏	金貳圓也	四商	山本芳文氏
金貳圓也	三法	武田木曜氏	金貳圓五拾錢也	三法	松本芳太郎氏	金貳圓也	八法	福武忠雄氏
金貳圓也	三六法	永井子之助氏	金貳圓也	八法	川北惟孝氏	金貳圓也	七法	近藤信太郎氏
金貳圓也	四〇法	山田忠治氏	金貳圓也	一〇法	中川八百八氏	金貳圓也	一〇法	小平彦太郎氏
金貳圓也	三三法	堂本源吉氏	金貳圓也	三法	山本晋治郎氏	金貳圓也	四法	淺香新太郎氏
金貳圓也	三三法	竹内靜衛氏	金貳圓也	三法	山木晋治郎氏	金貳圓也	四法	岩崎卯一氏

編輯餘録

▼本誌維持費として校友諸氏から續續多額の御出捐に預りまして誠に有難う存じます。幾重にも御禮申し上げます。

▼尚ほ校友諸氏にお断りと同時に願ひ申したい事があります。それは各號發行毎にそれぞれ洩れなくお送りするやうに注意はしてゐるのですが、何分多数の事ですから、ごうかすると封皮の脱落だとか住所移動などの爲めに不着になる向もままある事と思はれます。でさう云ふ時には御面倒ですが御遠慮なく催促して頂きたいのであります。

▼近頃各地で種種の名稱の下に校友關係のいろんな會合が催されてゐるのは誠に結構な事と存じます。それに就てお手数ですが、會合の御模様など一寫眞を添へて頂ければ更に結構に御報告下さらん事を特に願ひ申上げます。

▼今一つお願ひ序に校友諸氏の御感想などの御寄稿又御寫眞の御惠贈を願ふ事が出来るならば、そしてそれを誌上に載せさせて頂けるならば誠に喜ばしい事と存じます。

○本號に本學の英文キヤタログを載せたのは、本誌も廣言ではありませんが、漸く世界的となつて來て、歐米の各大學へも送つてゐるので、是によつて本學の名を海外に廣める一助ともしたいと思つたからであります。尚ほ暫く連載して總ては單行本に仕上げる豫定です。

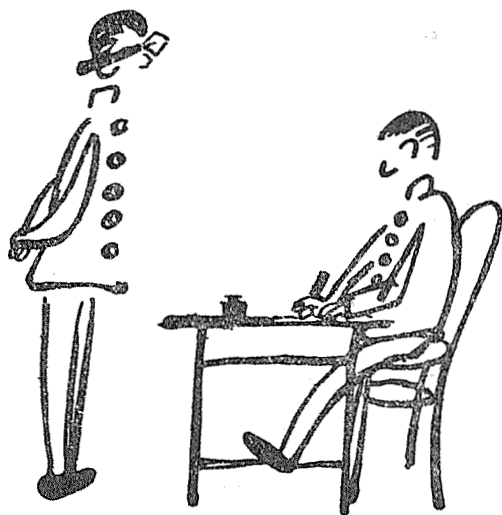
大正十一年十一月十二日印刷  
大正十一年十一月十五日發行

大阪府北區上福島北二丁目  
關西大學學報局  
編輯兼發行人 辰己經世

大阪府西區土佐堀通四丁目五番地  
印刷者 飯田彌之助  
大阪府西區土佐堀通四丁目五番地  
印刷所 三有社  
大阪府北區上福島北二丁目  
發行所 關西大學學報局

諸友のポケットに  
ありて最も便利と  
最も愉快とも分福す  
る……………

# カーター



キングインキ  
万年石盤  
万年黒板

カーター万年筆株式会社

大阪市南区高津一丁目二六

百貨ととのふー高島屋呉服店

營業部門				
呉服部	木綿部	仕立上品部	洋服部	雜貨部
化粧品部	玩具部	文房具部	貴金屬時計部	頭飾品部
金物部	臺所用品部	藥品部	食料品部	室內裝飾部
支那部	美術部	靴鞆部	傘履物部	樂器部
洋食器部	菓子部	銘茶部	經節部	特價品部
				高島屋市場
				和洋家具部
				陶磁漆器部
				子供部

高島屋の

商 品 券  
 經節券 銘茶券  
 小口商品券



大 阪  
 長 堀 橋

高島屋呉服店

以上各種商品券を發賣致して居ります。京都・東京・大阪・神戸の各店共通は申すに及ばず、何品にても當店取扱の商品と御取換申上げます。何卒この便利な商品券の御利用を偏に御願申上げます。